

労働関係調査統計資料

2020年版

長野県産業労働部労働雇用課

目 次

○ 長野県の労働経済の動向

I 人口・労働力・産業

1	長野県の人口	1
2	県内の労働力人口	2
3	産業別・職業別就業者	4
4	有業者、雇用者	6
5	県内地域別従業者	8
6	産業別事業所・従業者	9

II 雇用情勢

1	完全失業率・完全失業者の状況	10
2	求人・求職の状況	12
3	新規学卒者	14
4	高年齢者雇用	16
5	障がい者雇用	18
6	非正規労働者	20
7	短時間労働者	22
8	外国人労働者	24
9	離職状況	26
10	雇用保険	28

III 賃金・諸手当

1	県内勤労者の月間現金給与総額	30
2	県内小規模事業所（1人～4人規模）の現金給与額	32
3	所定内賃金額	34
4	学卒者の初任給	36
5	春季賃上げ妥結状況	38
6	夏季・年末一時金妥結状況	40
7	最低賃金	42

IV 退職金

1	退職金制度の規定の状況及び形態	44
---	-----------------	----

V 労働時間・休業制度

1	総実労働時間	46
---	--------	----

2	変形労働時間制	・ ・ ・ ・ ・	48
3	年間休日総数・年次有給休暇	・ ・ ・ ・ ・	49
4	育児休業制度・介護休業制度	・ ・ ・ ・ ・	50
VI 労働災害・安全衛生			
1	県内の労働災害	・ ・ ・ ・ ・	52
2	労働安全衛生	・ ・ ・ ・ ・	54
VII 労働組合・労働争議			
1	県内の組織労働者数	・ ・ ・ ・ ・	56
2	争議行為の状況	・ ・ ・ ・ ・	58
VIII 多様な働き方・女性の活躍			
1	多様な働き方	・ ・ ・ ・ ・	60
2	女性の活躍推進	・ ・ ・ ・ ・	61

この資料は、長野県労働経済の動向を、各種の調査統計資料に基づき、表・グラフを交えてまとめたものです。参考資料はできるだけ最新のものを使用しましたが、統計数値は時々刻々と変動することをご理解いただき、より詳細な資料が必要な場合には、それぞれの出典元をご参照ください。

長野県の労働経済の動向

長野県経済は、日本銀行松本支店が発表した「長野県の金融経済動向」によると、2019年12月には「台風19号の影響などがみられるものの、緩やかに拡大している」と判断されていたところ、2020年4月、新型コロナウイルス感染症の影響などから下方修正されて以降、「厳しい状況が続いている」としている。なお、2020年12月には「厳しい状況が続いているものの、持ち直しつつある」としている。

また、長野財務事務所の県内経済情勢（1月、4月、7月、10月発表）によると、2020年1月には「緩やかに回復している」としていたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にある」と判断された2020年4月以降、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いている」としている。なお、2020年10月の雇用情勢については、「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている」としている。

長野経済研究所が2020年12月に公表した「最近の長野県経済の動向」によると、「厳しい状況が続いているが、一部に持ち直しの動きがみられる」としている。

長野県の有効求人倍率をみると、2009年7・8月の0.39倍を過去最低として、その後は徐々に回復基調となり、2014年1月以降85か月連続で1倍を上回って推移してきた。

長野労働局発表の雇用情勢によると、2019年3月以降「雇用情勢は、堅調に推移している」と判断されていたが、2020年5月に「求人が減少しており弱さがみられる。新型コロナウイルス感染症の影響について一層注意する必要がある」と下方修正され、10月には5か月ぶりに上方修正されたものの、依然として「弱い動きが続いている」としている。

I 人口・労働力・産業

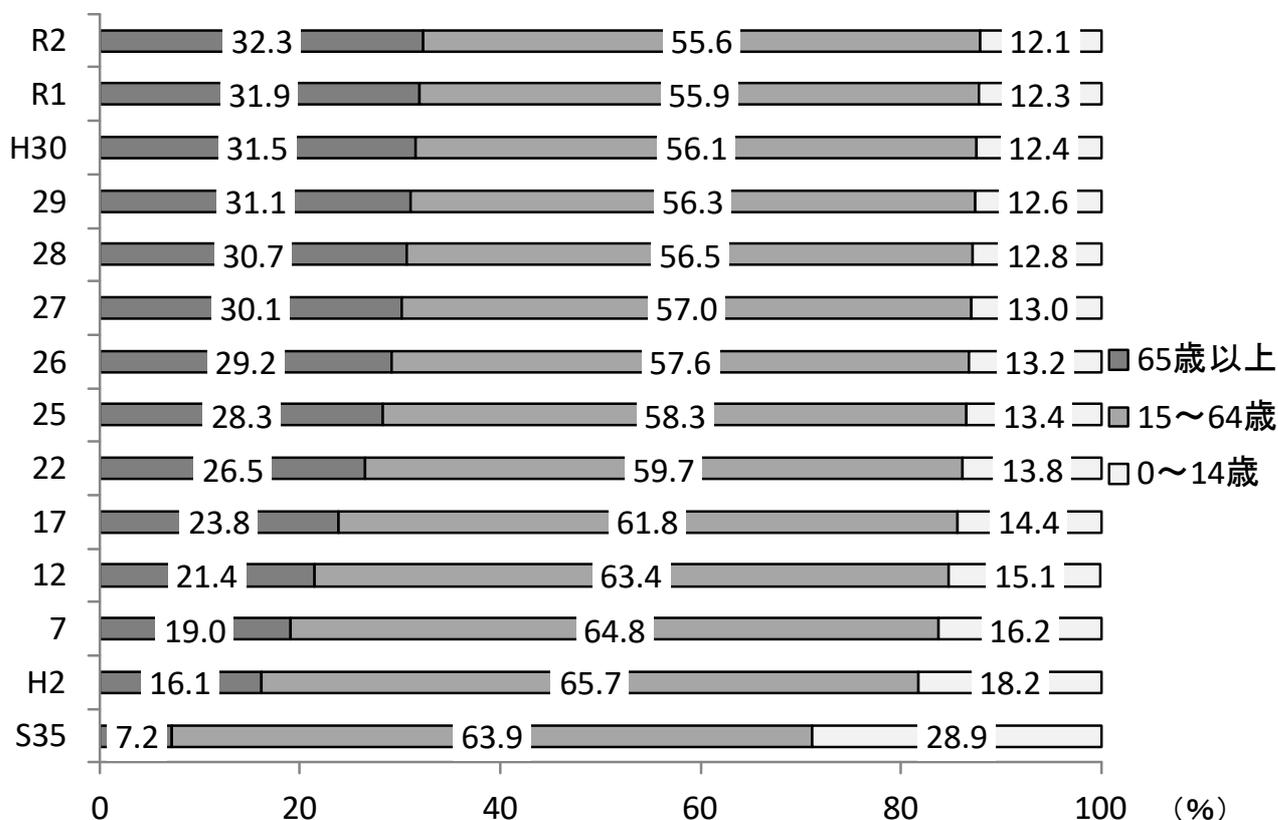
1 長野県の人口

令和2年10月1日現在の長野県の人口は、2,034,971人（男性993,771人、女性1,041,200人）となり、前年同期に比べて、14,682人減少した。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）は12.1%（前年比0.2ポイント減少）、生産年齢人口（15～64歳）は55.6%（同0.3ポイント減少）、老年人口（65歳以上）は32.3%（同0.4ポイント増加）となっている。

老年人口は、昭和35年の7.2%から大きく増加しており、平成7年には老年人口と年少人口の割合が逆転した後、現在も高齢化は進んでいる。県内市町村別老年人口割合の状況は、高い順に天龍村が63.1%、栄村が53.9%、根羽村が53.4%となっている。低い順では、南箕輪村が23.8%、川上村が27.2%、松本市が28.2%となっている。

年齢3区分別人口割合の推移（長野県・昭和35年～令和2年）



資料：「長野県毎月人口異動調査」長野県情報政策課統計室

2 県内の労働力人口

総務省の「労働力調査」によると、全国の労働力人口（15歳以上人口のうち就業者数と完全失業者数の合計）は、2019年平均で6,886万人と、前年に比べ56万人の増加（7年連続の増加）となった。

また、15～64歳（生産年齢人口に当たる年齢）の労働力人口をみると5,980万人と、前年に比べ25万人の増加となった。

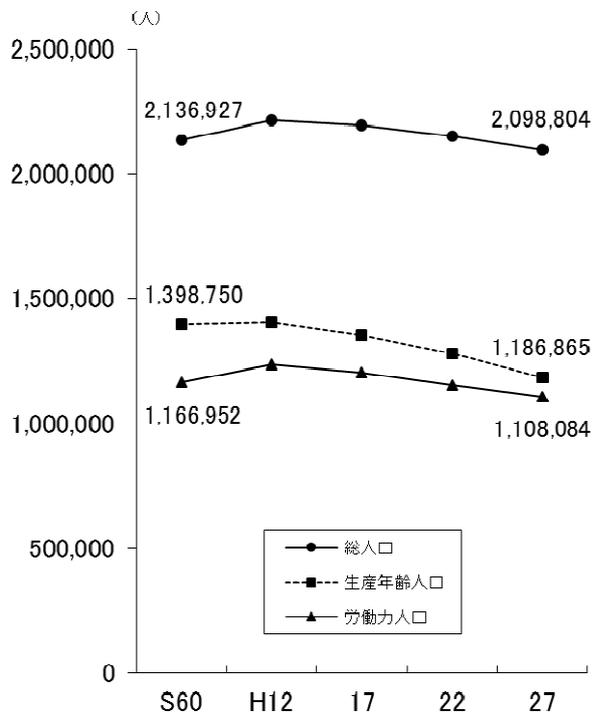
総務省統計局の「国勢調査」によると、平成27年10月1日現在の県内の人口は2,098,804人で、このうち男性は、1,022,129人、女性は1,076,675人となり、前回の平成22年の調査に比べ、人口は53,645人（2.5%）、男性は24,049人（2.3%）、女性は29,596人（2.7%）の減少となっている。

また、県内の生産年齢人口（15歳から64歳）は1,186,865人で、前回の平成22年の調査に比べ、94,818人（7.4%）の減少となっている。

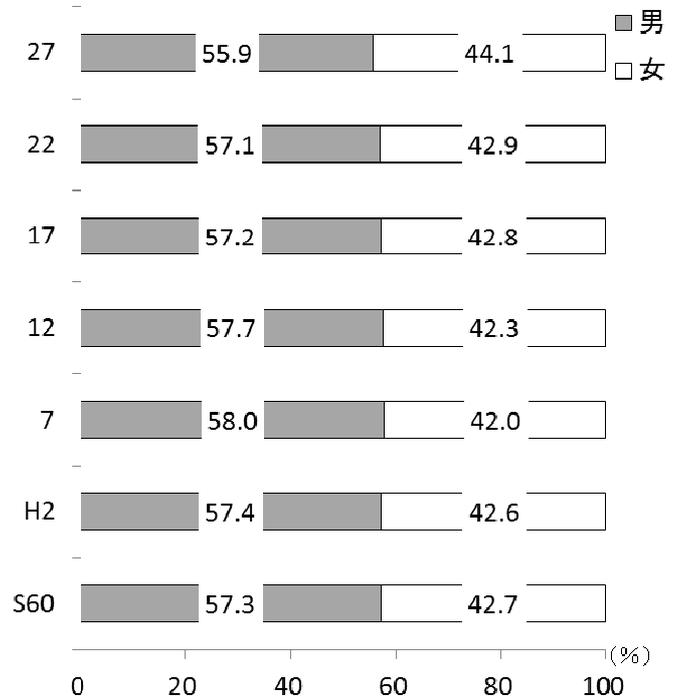
県内の労働力人口は1,108,084人で、平成22年の調査に比べ、45,799人減少している。男女別にみると、男性が619,542人（55.9%）、女性が488,542人（44.1%）となっている。昭和60年から一貫して、労働力人口に占める女性の割合は40%を超えており、平成22年に比べ1.2ポイントの増加と、昭和60年以降、最も高い割合となっている。

年齢階級別にみると、多い順に、「35～44歳」が22.0%、「45～54歳」が21.3%、「55～64歳」が19.0%となっている。昭和60年に比べ、「15～24歳」が4.1ポイント、「25～34歳」が3.6ポイントの減少となっているのに対して、「55～64歳以下」が2.0ポイント、「65歳以上」は7.8ポイントの増加と、その構成比は変化してきている。

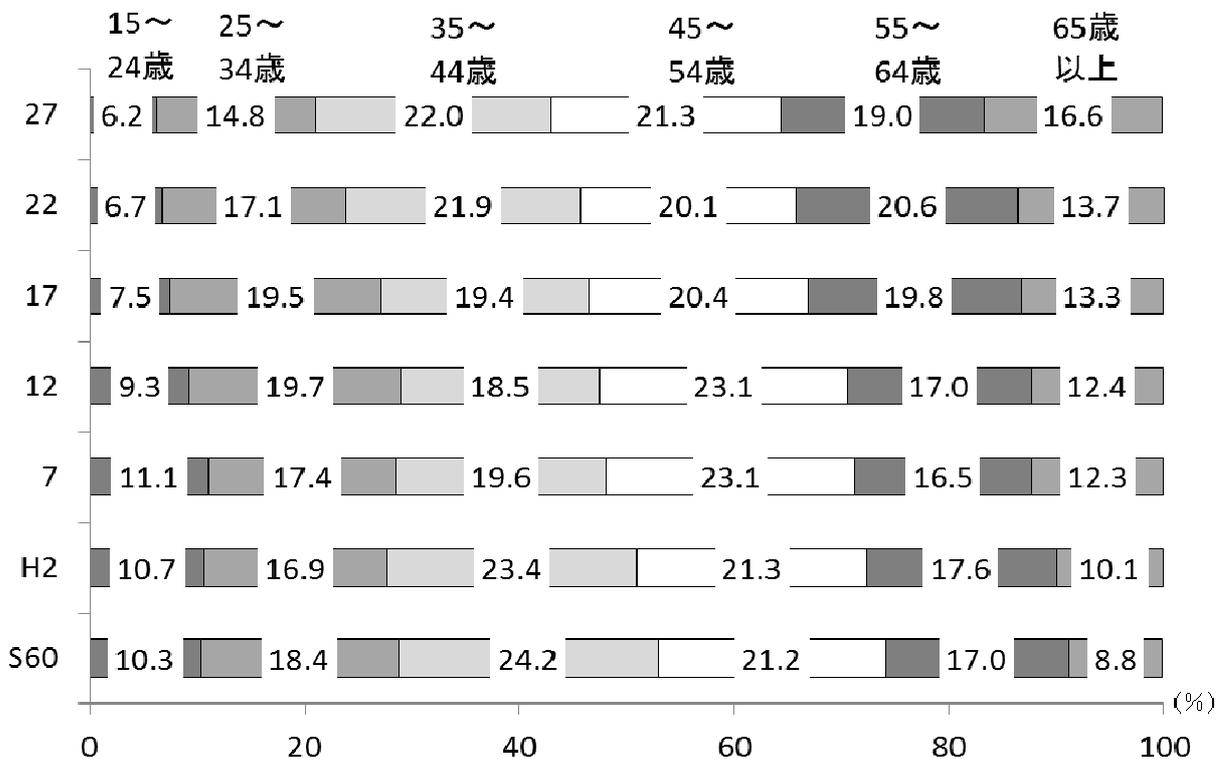
1) 人口と生産年齢人口の推移
(長野県・昭和60年～平成27年)



2) 男女別労働力人口の構成比の推移
(長野県・昭和60年～平成27年)



3) 年齢階級別労働力人口の構成比の推移 (長野県・昭和60年～平成27年)



資料：「平成27年国勢調査」総務省統計局

3 産業別・職業別就業者

総務省の「平成 27 年国勢調査」によると、平成 27 年 10 月 1 日現在の県内の 15 歳以上就業者数は 1,069,860 人で、前回、平成 22 年の 1,091,038 人と比べて 21,178 人減少している。男性は 594,466 人、女性は 475,394 人で、前回の平成 22 年に比べ男性は 21,400 人減少、女性は 222 人増加している。

また、65 歳以上の就業者数は 179,678 人(就業者数の 16.8%)で、前回の平成 22 年に比べ 2.9 ポイント増加している。

就業者数の産業別割合をみると、高い順に「製造業」が 223,501 人(就業者数の 20.9%)、「卸売業, 小売業」が 150,271 人(同 14.0%)、「医療, 福祉」が 130,480 人(同 12.2%)、「農業, 林業」「漁業」が 96,899 人(同 9.0%)、「建設業」が 80,559 人(同 7.5%)となっている。特に「医療, 福祉」は平成 22 年に比べると 16,608 人(1.8 ポイント)の増加となっている。

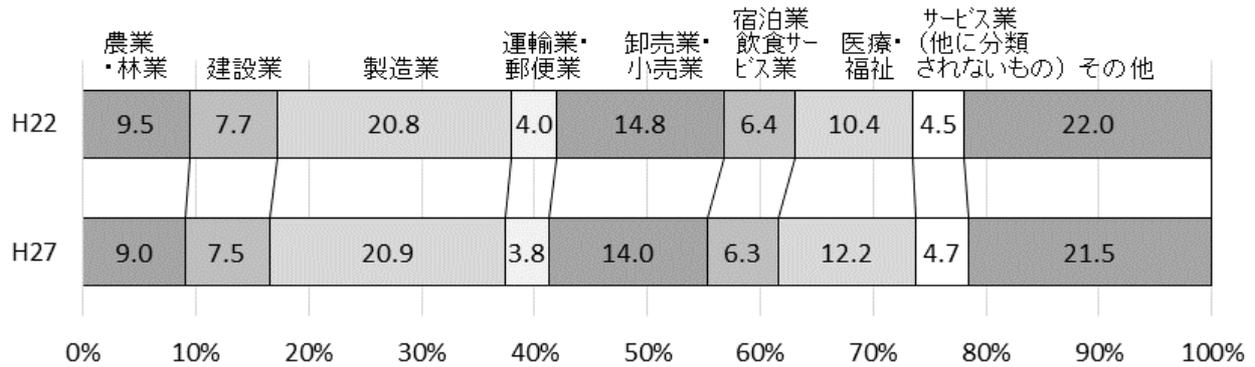
男女別・第 1 次～第 3 次産業別にみると、男性は第 1 次産業が 9.6%、第 2 次産業が 37.5%、第 3 次産業が 52.9%となっている。女性は第 1 次産業が 8.9%、第 2 次産業が 18.7%、第 3 次産業が 72.5%となっており、男女とも第 3 次産業従業者割合が最も高くなっている。

就業者数の職業別割合は、高い順に「生産工程従事者」が 17.2%、「事務従事者」が 16.6%、「専門的・技術的職業従事者」が 14.9%となっている。

【用語の解説】

就業者 調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）を伴う仕事を少しでもした人。

1) 産業別就業者の構成比の推移（長野県・平成 22、27 年）

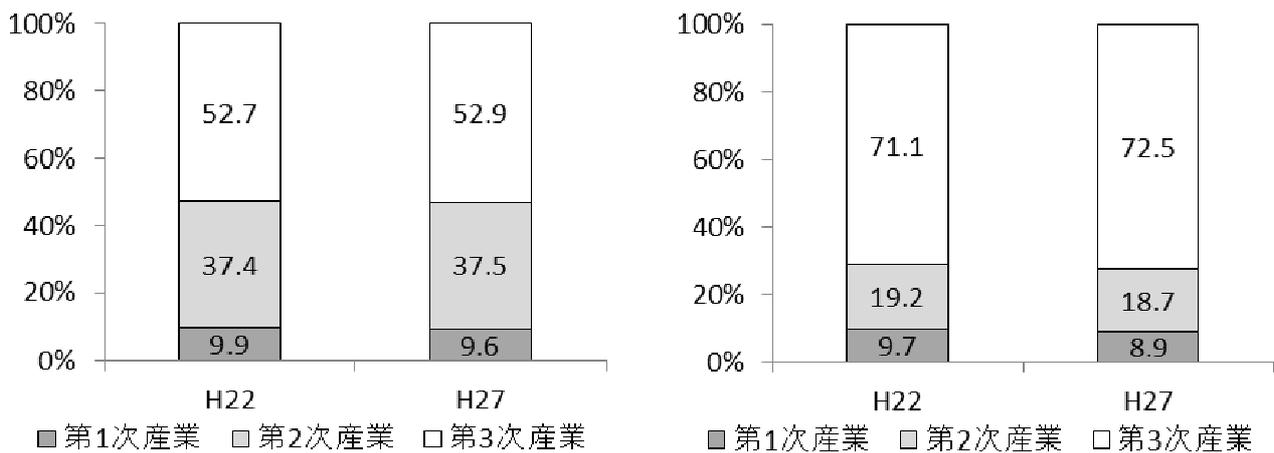


2) 男女別・第 1 次～第 3 次産業別就業者の構成比の推移

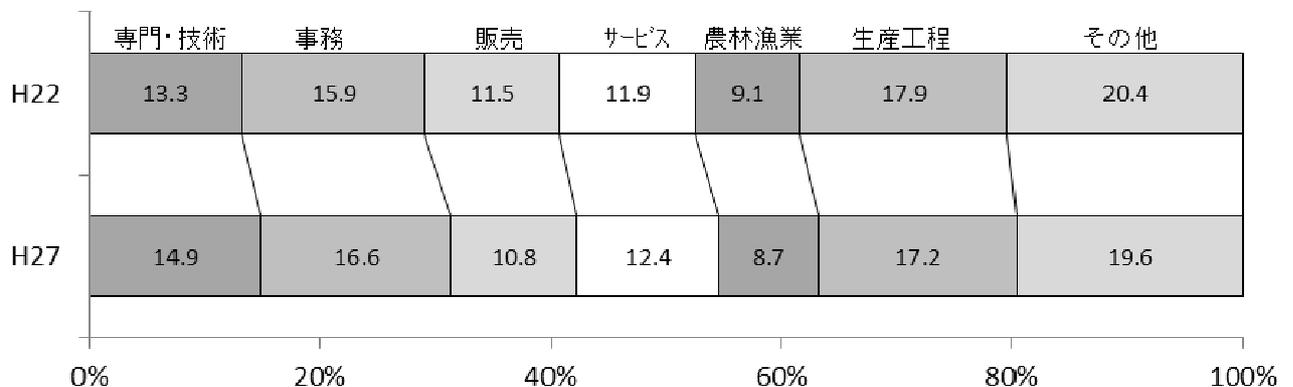
（長野県・平成 22 年、27 年）

男性 594,466 人（平成 27 年）

女性 475,394 人（平成 27 年）



3) 職業別就業者の構成比の推移（長野県・平成 22 年、27 年）



資料：「平成 22 年国勢調査」「平成 27 年国勢調査」総務省統計局

4 有業者、雇用者

総務省の「平成 29 年就業構造基本調査」によると、県内の有業者は 1,111,600 人で、そのうち雇用者は 86.4% (960,200 人) となっている。有業者数に占める雇用者数の割合を男女別にみると、男性は 83.3% (514,900 人)、女性は 90.3% (445,200 人) となっている。

役員を除いた雇用者 (901,800 人) を雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」が 62.4% (562,600 人)、「パート」が 19.8% (178,600 人)、「アルバイト」が 6.6% (59,800 人) などとなっている。男女別に雇用者に占める「正規の職員・従業員」の割合をみると、男性では 79.1%、女性では 44.3% であり、平成 24 年に比べ、その割合は男性で同率、女性では 2.4% 増加している。また女性は「パート」の比率が 37.1% と男性の 3.8% に比べてかなり高い。

有業者を年齢階級別の構成比でみると、「35～44 歳」が 21.1% (平成 24 年 22.9%)、「45～54 歳」22.4% (同 20.7%)、「55～64 歳」18.5% (同 20.2%)、「25～34 歳」14.4% (同 15.7%) となっている。

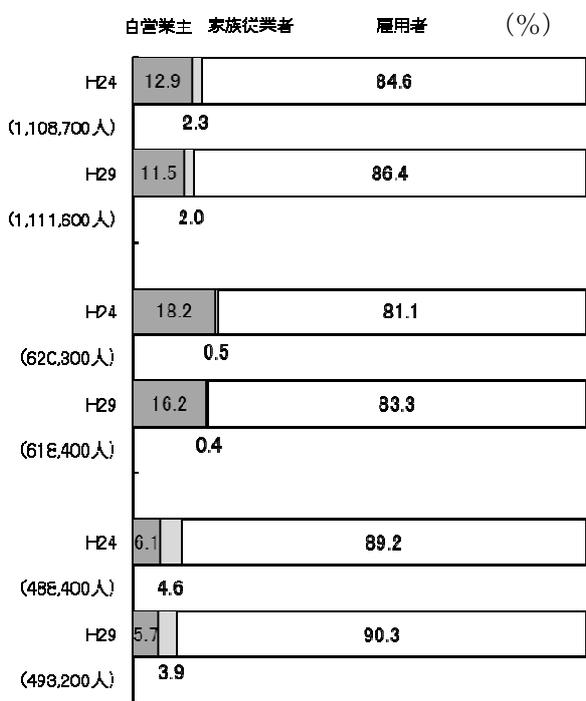
有業者を産業別にみると、製造業が 20.9% (平成 24 年 21.1%)、卸売業, 小売業が 13.7% (同 13.9%)、医療, 福祉が 12.2% (同 11.0%) などとなっている。男女別では、男性は製造業が 25.2%、卸売業, 小売業が 12.2%、建設業が 10.8% となっているのに対し、女性は医療, 福祉が 20.8%、卸売業, 小売業が 15.6%、製造業が 15.5% となっている。

【用語の解説】

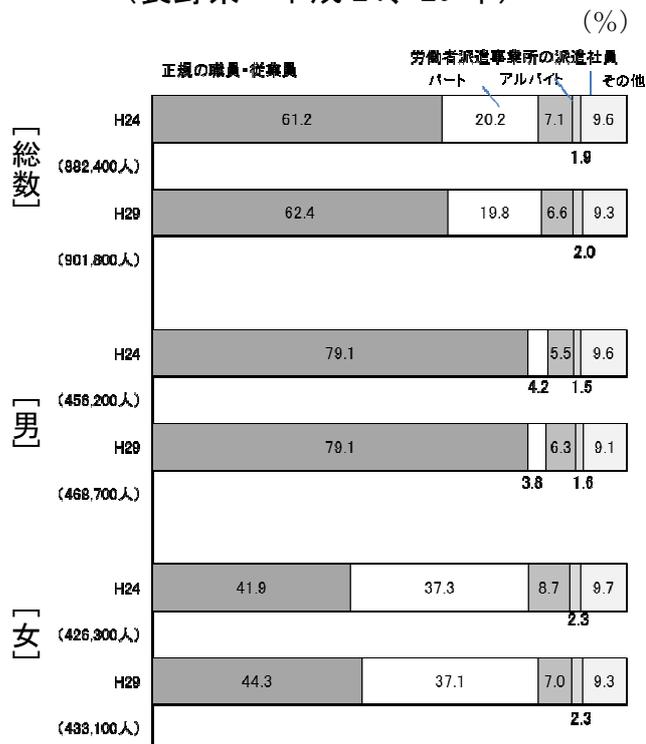
有業者 ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

雇用者 会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

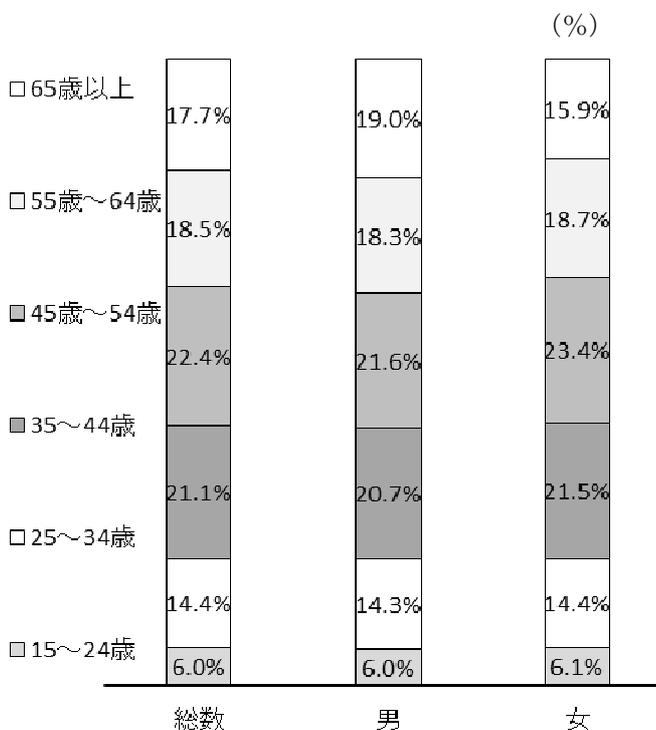
1) 従業上の地位別有業者の構成比
(長野県・平成 24、29 年)



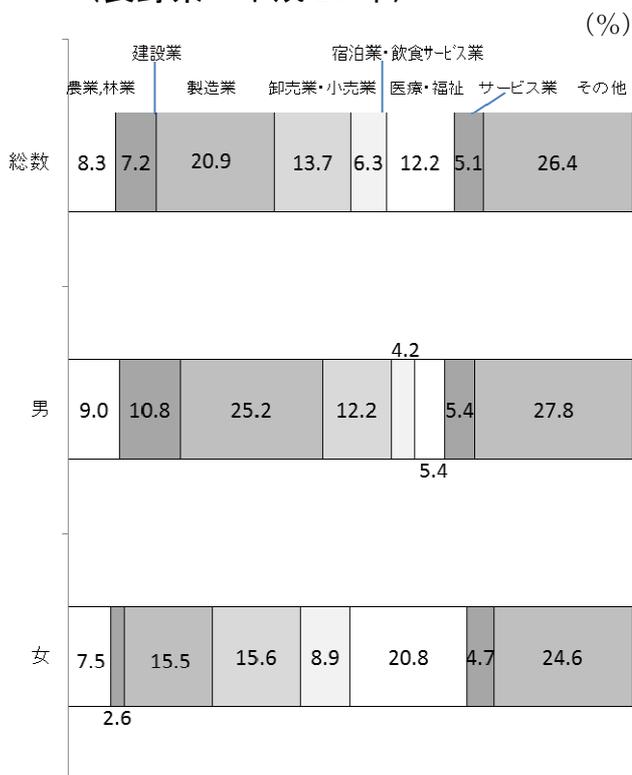
2) 雇用形態別雇用者の構成比
(長野県・平成 24、29 年)



3) 年齢階級別有業者の構成比
(長野県・平成 29 年)



4) 産業別有業者の構成比
(長野県・平成 29 年)



資料：「平成 29 年就業構造基本調査」総務省統計局・長野県情報政策課統計室

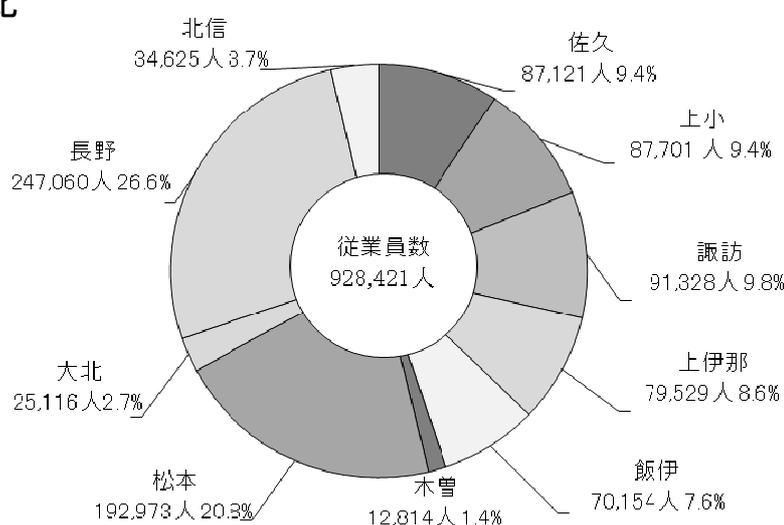
5 県内地域別従業者

総務省の「平成 28 年経済センサス - 活動調査」によると、県内の民営事業所で働く従業者数は、928,421 人となっている。

従業者数を市町村別にみると、長野市が 183,710 人（県全体の 19.8%）と最も多く、次いで松本市が 119,927 人（同 12.9%）、上田市が 71,860 人（同 7.7%）、飯田市が 48,569 人（同 5.2%）、佐久市が 40,327 人（同 4.3%）となっており、上位 5 市で県全体の約 5 割を占めている。

1) 地域別従業者の構成比

（長野県・平成 28 年）



2) 従業者数の多い市町村

（長野県・平成 28 年）

順位	市町村	従業者数(人)
1	長野市	183,710
2	松本市	119,927
3	上田市	71,860
4	飯田市	48,569
5	佐久市	40,327
6	安曇野市	36,812
7	塩尻市	29,993
8	伊那市	28,422
9	諏訪市	26,809
10	茅野市	25,020

資料：「平成 28 年経済センサス - 活動調査」総務省統計局・長野県情報政策課統計室

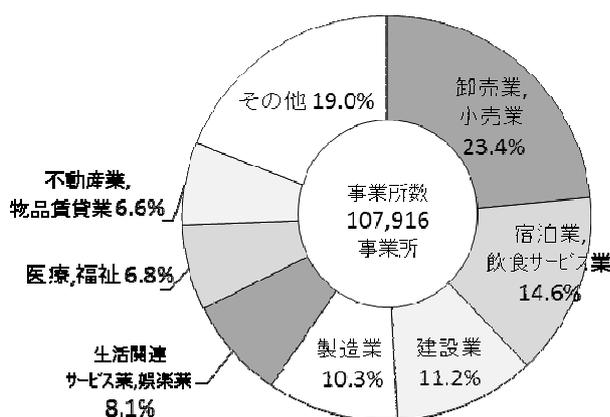
6 産業別事業所・従業者

総務省の「平成 28 年経済センサス - 活動調査」によると、県内の民営事業所（事業内容等が不詳の事業所を含む）は 107,916 事業所となっている。

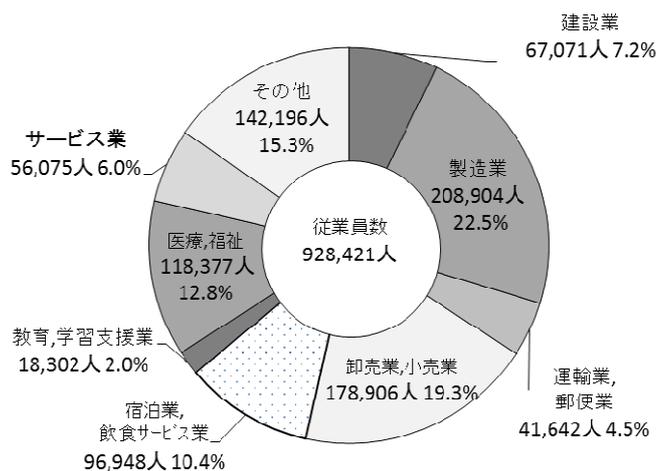
事業所数を産業別にみると、「卸売業, 小売業」が 24,779 事業所で全産業の 23.4% を占めて最も多く、次いで「宿泊業, 飲食サービス業」が 15,521 事業所で 14.6%、「建設業」が 11,854 事業所で 11.2%、「製造業」が 10,890 事業所で 10.3% となっており、この 4 産業で全産業の 59.5% を占めている。

従業者数を産業別にみると、「製造業」が 208,904 人で 22.5% を占めて最も多く、次いで「卸売業, 小売業」が 178,906 人で 19.3%、「医療, 福祉」が 118,377 人で 12.8%、「宿泊業, 飲食サービス業」が 96,948 人で 10.4% となっており、この 4 産業で全産業の 65.0% を占めている。

1) 産業別事業所の構成比
(長野県・平成 28 年)



2) 産業別従業者数の構成比
(長野県・平成 28 年)



資料：「平成 28 年経済センサス - 活動調査」総務省統計局・長野県情報政策課統計室

Ⅱ 雇用情勢

1 完全失業率・完全失業者の状況

総務省の「令和元年労働力調査年報」によると、2019年平均の完全失業率は全国が2.4%、長野県（試算値）が1.9%で、全国では前年と同率、長野県は同比0.2ポイントの上昇となった。

全国値を男女別にみると、男性は2.5%、女性は2.2%と、男性は前年比0.1ポイントの低下、女性は前年同率となった。また、完全失業率の男女差は0.3ポイントとなっている。

全国の完全失業者を求職理由別にみると、「非自発的な離職」は2019年平均で37万人と前年に比べ3万人の減少、このうち「勤め先や事業の都合」により前職を離職した者は21万人で1万人の減少、「定年又は雇用契約の満了」により前職を離職した者は16万人と2万人減少した。「自発的な離職」は70万人と前年比で1万人減少した。また、「新たに求職」のうち「学卒未就職」（学校を卒業して新たに仕事を探し始めた者）は5万人と1万人減少した。

総務省の「平成27年国勢調査」によると、県内の完全失業者は38,224人で、男女別では、男性が25,076人、女性が13,148人となっている。平成22年に比べ24,621人（男性17,835人、女性6,786人）の減少となり、平成2年以降では、平成22年をピークに減少に転じている。

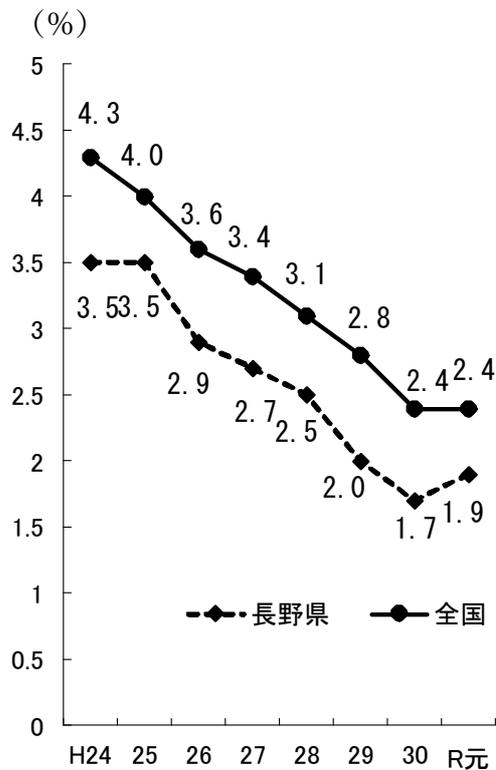
【用語の解説】

完全失業率 労働力人口に占める完全失業者の割合。

完全失業者 国勢調査では「調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者」としている。労働力調査でもほぼ同様。

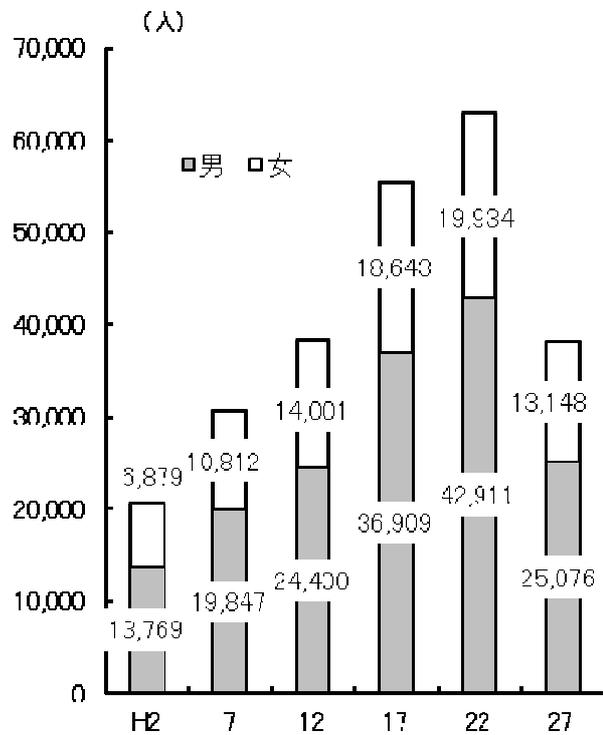
1) 完全失業率の推移

(全国、長野県・平成 24～令和元年)



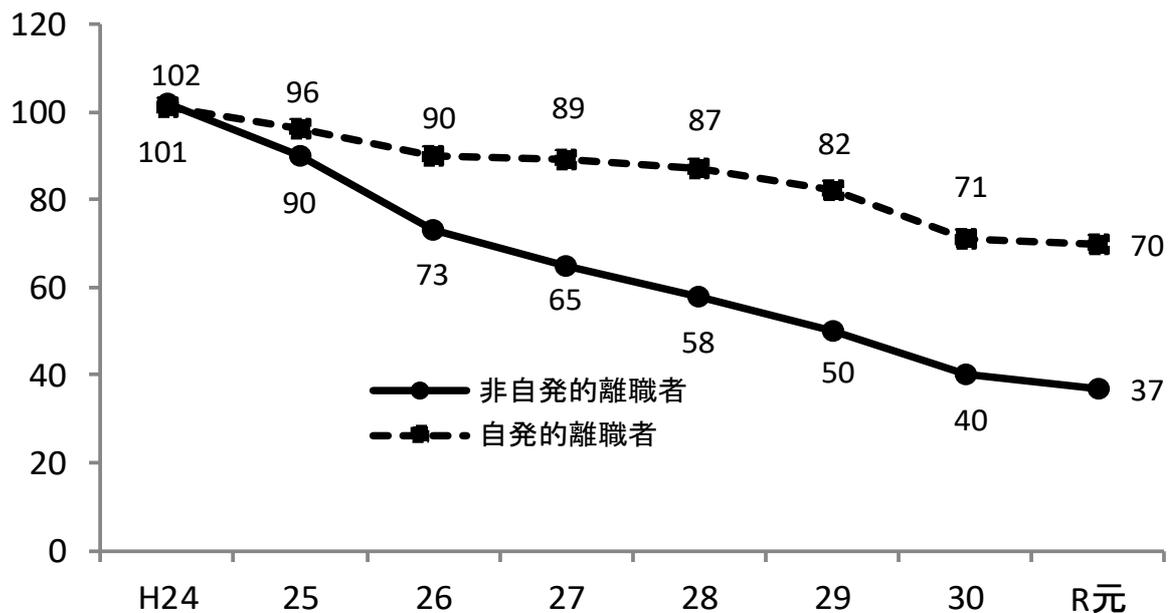
2) 完全失業者数の推移

(長野県・平成 2～27 年)



3) 完全失業者の離職理由の推移 (全国・平成 24～令和元年)

(万人)



資料：「平成 27 年国勢調査」, 「令和元年労働力調査年報」総務省統計局

2 求人・求職の状況

長野労働局の「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」によると、2019年度県内の月平均の月間有効求人数は48,513人（前年比4,014人減少）、月間有効求職者数は31,413人（前年比240人増加）となっており、月間有効求人倍率は1.54倍（前年度1.69倍）となっている。

2019年度の県内の月間有効求職者（常用）の年齢階級別構成比をみると、29歳以下が19.7%（前年度20.4%）、30～39歳が20.0%（同20.8%）、40～49歳が22.4%（同22.7%）、50～59歳が18.3%（同17.9%）、60歳以上が19.6%（同18.2%）となっている。

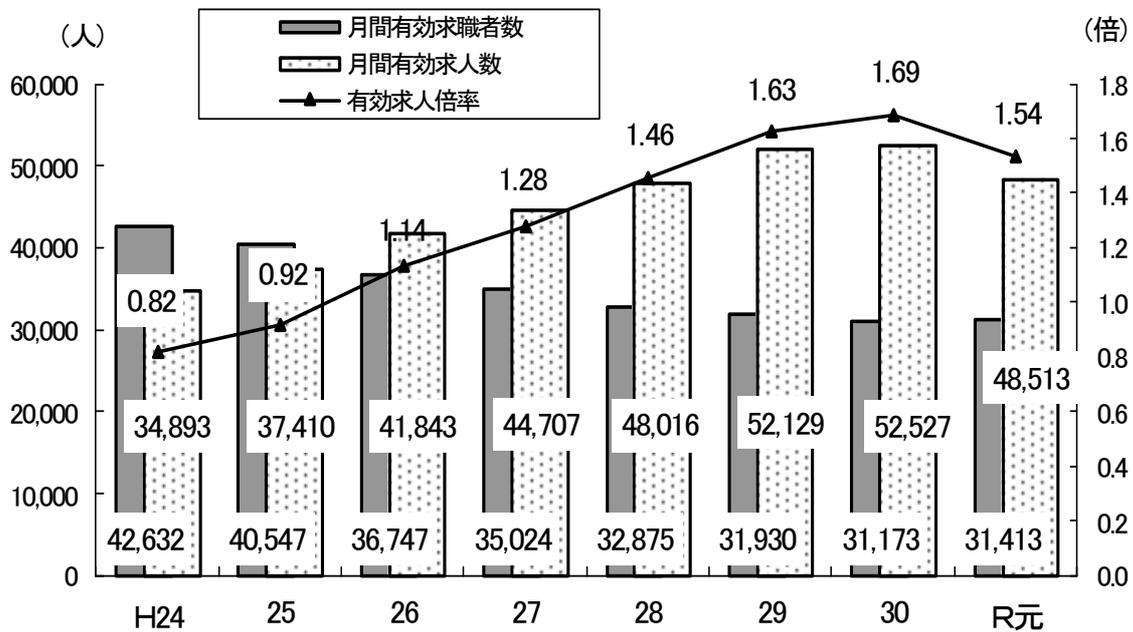
また、県内の月間有効求職者（常用）の年齢階級別構成比を男女別でみると、有効求人倍率を年齢階級別にみると、29歳以下で男性が20.0%、女性が19.4%、30～39歳で男性が17.1%、女性が22.3%、40～49歳で男性が19.3%、女性が25.0%、50～59歳で男性が18.0%、女性が18.6%、60歳以上で男性が25.6%、女性が14.7%となっている。

【用語の解説】

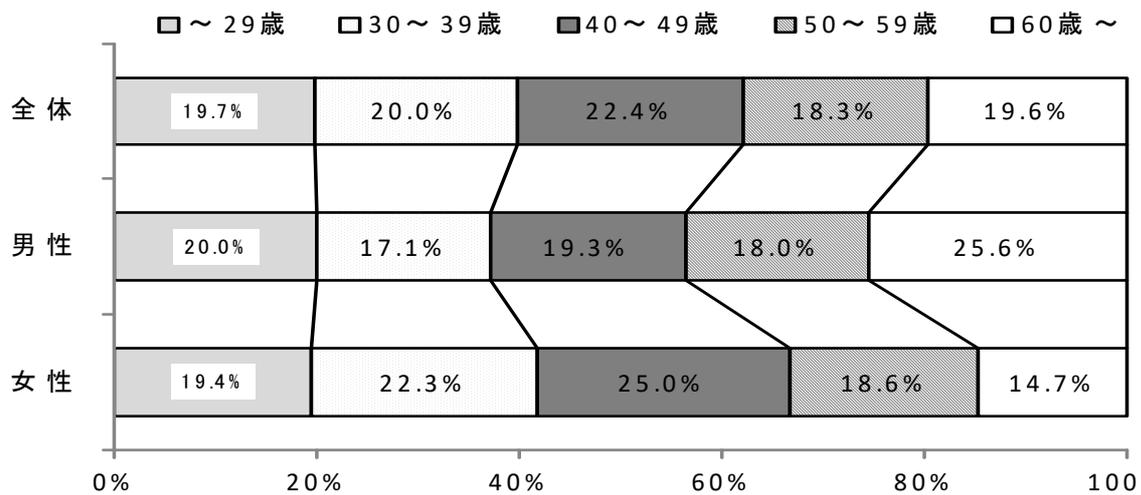
月間有効求人数 前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

月間有効求職者数 前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。）と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

1) 月間求人・求職状況の推移(パートタイマーを含む)
(長野県・平成24～令和元年度)



2) 年齢階級別月間有効求職者(常用)の構成比
(長野県・令和元年度)



資料：「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」厚生労働省

3 新規学卒者

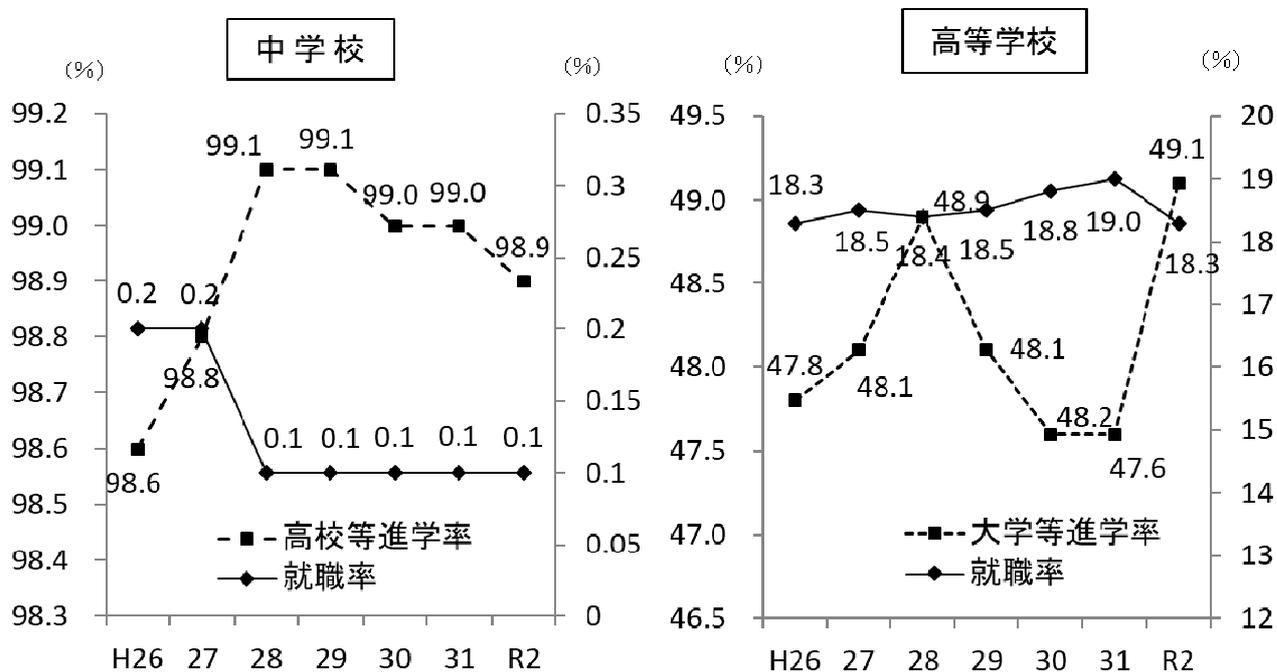
文部科学省の「学校基本調査」による令和2年3月新規学校卒業者の進路状況をみると、長野県の中学校卒業者は高等学校等進学率98.9%（前年99.0%）、就職率0.1%（前年と同じ）、高等学校卒業者は大学等進学率49.1%（同47.6%）、就職率18.3%（同19.0%）となっている。

また、長野労働局発表の「令和2年3月新規高等学校卒業者の求人・求職・就職内定状況」による、新規高等学校卒業者の状況をみると、求人数7,078人（前年比126人減少）に対して求職者数が3,176人（同85人減少）、求人倍率は2.23倍（同0.02ポイント増加）となっている。

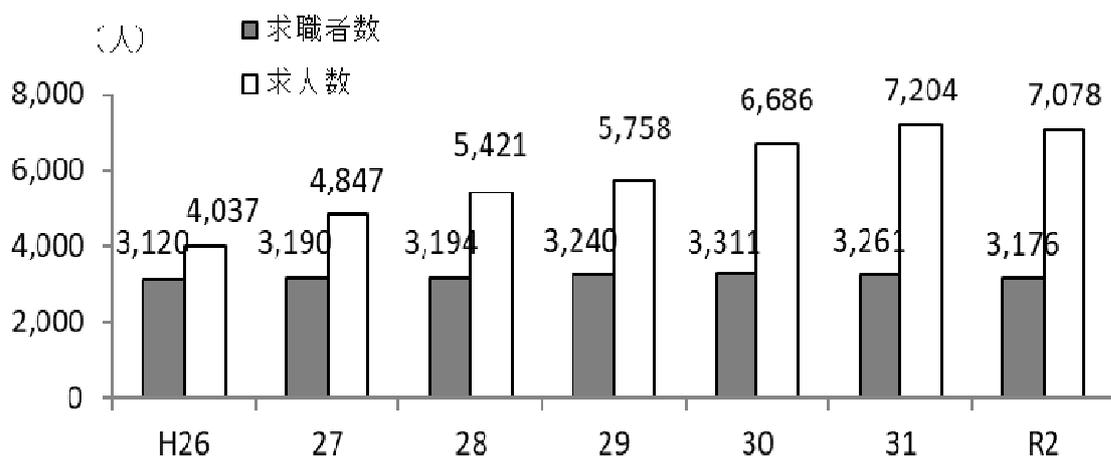
長野労働局の令和2年12月末現在の「令和3年3月新規高等学校卒業者の求人・求職・就職内定状況」では、新規高等学校卒業者の職業紹介状況をみると、就職内定率は前年を2.3ポイント下回る88.2%で、求人倍率は1.99倍となっている。また、「令和3年3月新規大学等卒業予定者の就職内定状況」では、就職内定率は78.5%で、前年同期を4.0ポイント下回っている。

厚生労働省及び文部科学省が共同で調査している、全国の「令和2年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査【年4回実施 10/1、12/1、2/1、4/1】（令和2年12月1日現在）」では、大学で82.2%（前年同期比4.9ポイント低下）、短期大学（女子学生のみ）で57.6%（同14.4ポイント低下）となっている。

1) 新規学卒者の進学率及び就職率の推移（長野県・平成26～令和2年）



2) 高等学校卒業生の求職・求人状況（長野県・平成27年3月～令和2年3月）



資料：「令和2年度学校基本調査」文部科学省、
「新規高等学校卒業生の求人・求職・就職内定状況」長野労働局

4 高年齢者雇用

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」は、高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けている。

長野労働局の「令和2年長野県内の高年齢者の雇用状況」によると、従業員31人以上規模企業における常用労働者数(395,116人)のうち、60歳以上の常用労働者数は53,721人で13.6%を占めている。年齢階級別にみると、60歳～64歳が30,187人、65歳～69歳が15,311人、70歳以上が8,223人となっている。

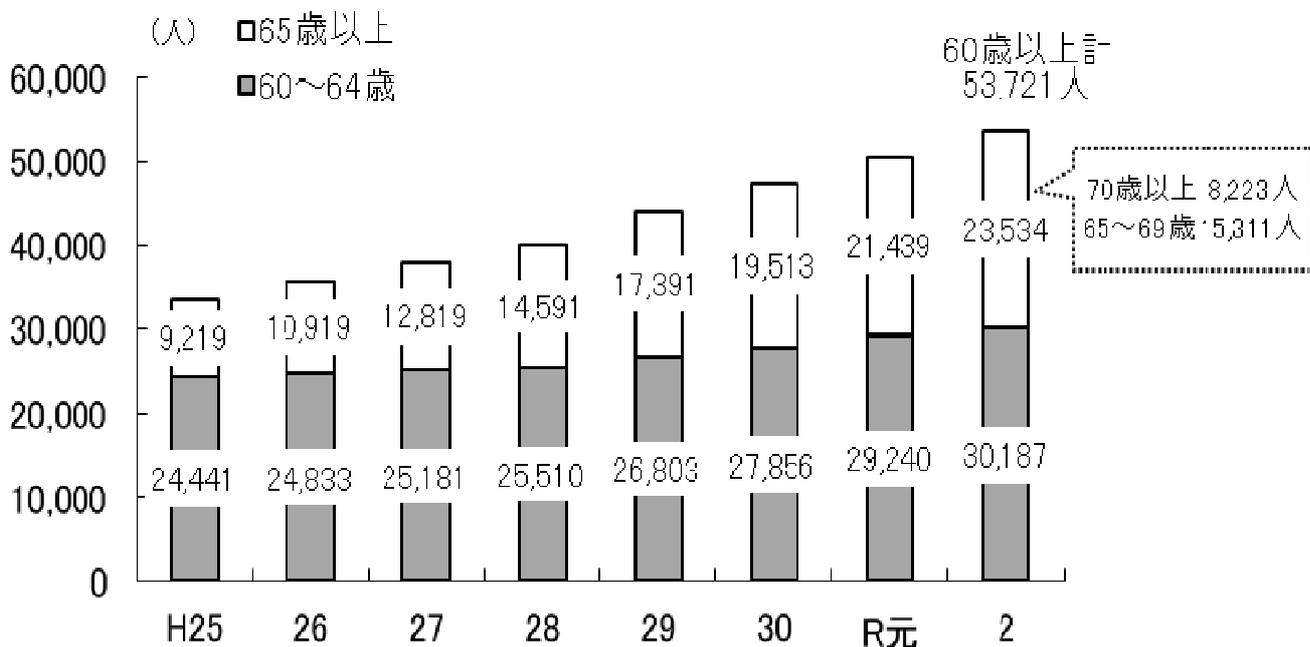
令和元年6月1日から令和2年5月31日の60歳定年企業における定年到達者4,830人のうち、継続雇用された者は4,099人(84.9%)、継続雇用を希望しない定年退職者は707人(14.6%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は24人(0.5%)となっている。

高年齢者雇用確保措置の実施済企業の割合は100%(2,832社)で内訳をみると、「定年制の廃止」が2.0%(57社)、「定年の引上げ」が20.2%(571社)、「継続雇用制度の導入」が77.8%(2,204社)となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高くなっている。

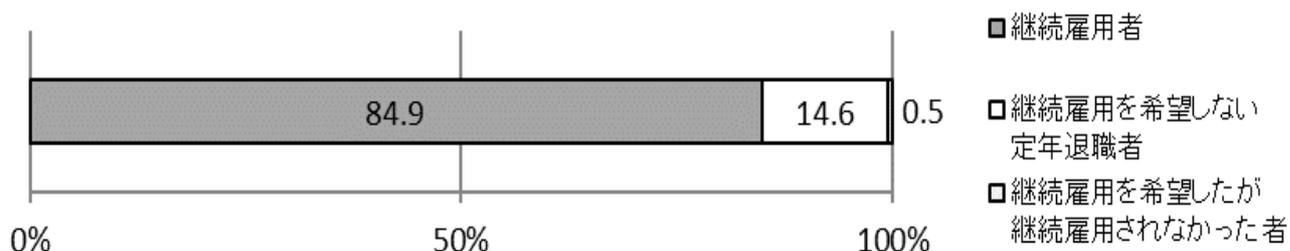
希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は244社で、前年に比べ19社の増加となっており、割合は8.6%(前年比0.6ポイント上昇)となっている。

66歳以上で働くことができる企業の状況では、「66歳以上働ける制度のある企業」は37.8%(全国平均33.4%)、「70歳以上働ける制度のある企業」は36.0%(同31.5%)で全国平均値を上回っている。一方、定年制の状況は、定年制廃止企業および65歳以上定年企業は22.2%(同20.6%)と前年に比べ増加したものの、全国値(23.6%)を下回る状況となっている。

1) 60歳以上の常用労働者数の推移（長野県・平成25～令和2年）



2) 60歳定年企業における定年到達者の状況（長野県・令和2年）

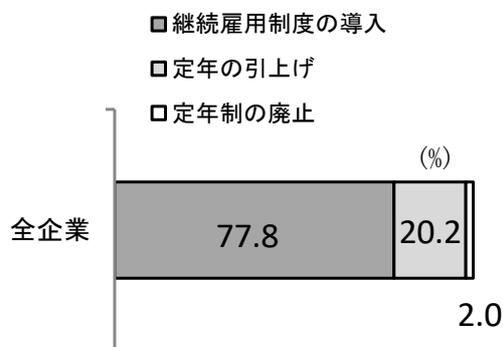


3) 高齢者雇用確保措置の実施状況（長野県・令和2年）

【雇用確保措置を実施している企業】

企業規模	(社、%)		
	①実施済	②未実施	①+②合計
31人～300人	2,599	0	2,599
	100.0%	0.0%	100.0%
301人以上	233	0	233
	100.0%	0.0%	100.0%
31人以上計	2,832	0	2,832
	100.0%	0.0%	100.0%

【雇用確保措置の内訳】



資料：「令和2年長野県の高齢者の雇用状況」長野労働局

5 障がい者雇用

障がい者の職業の安定を図るため、民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

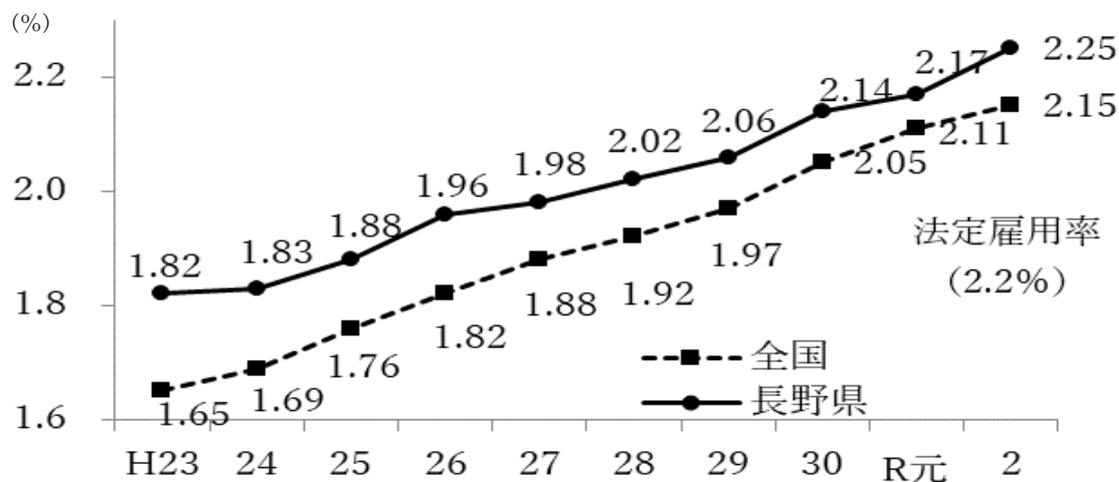
長野労働局の「令和2年長野県内の障害者雇用状況」によると、2.2%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（45.5人以上規模）の実雇用率は過去最高の2.25%（全国26位）となり、全国平均（2.15%）を上回り、3年ぶりに法定雇用率を上回った。

一般の民間企業に雇用されている障がい者の数は7,068.5人で、前年と比べ4.4%（299.5人）増加し、過去最高を更新した。

実雇用率を産業別にみると、高い順に「生活関連サービス・娯楽業」で3.52%、「医療・福祉」3.07%、「サービス業」2.71%、「運輸業・郵便業」2.3%の順で、これらの産業では法定雇用率を上回っている。「製造業」は2.15%で法定雇用率を下回っている。

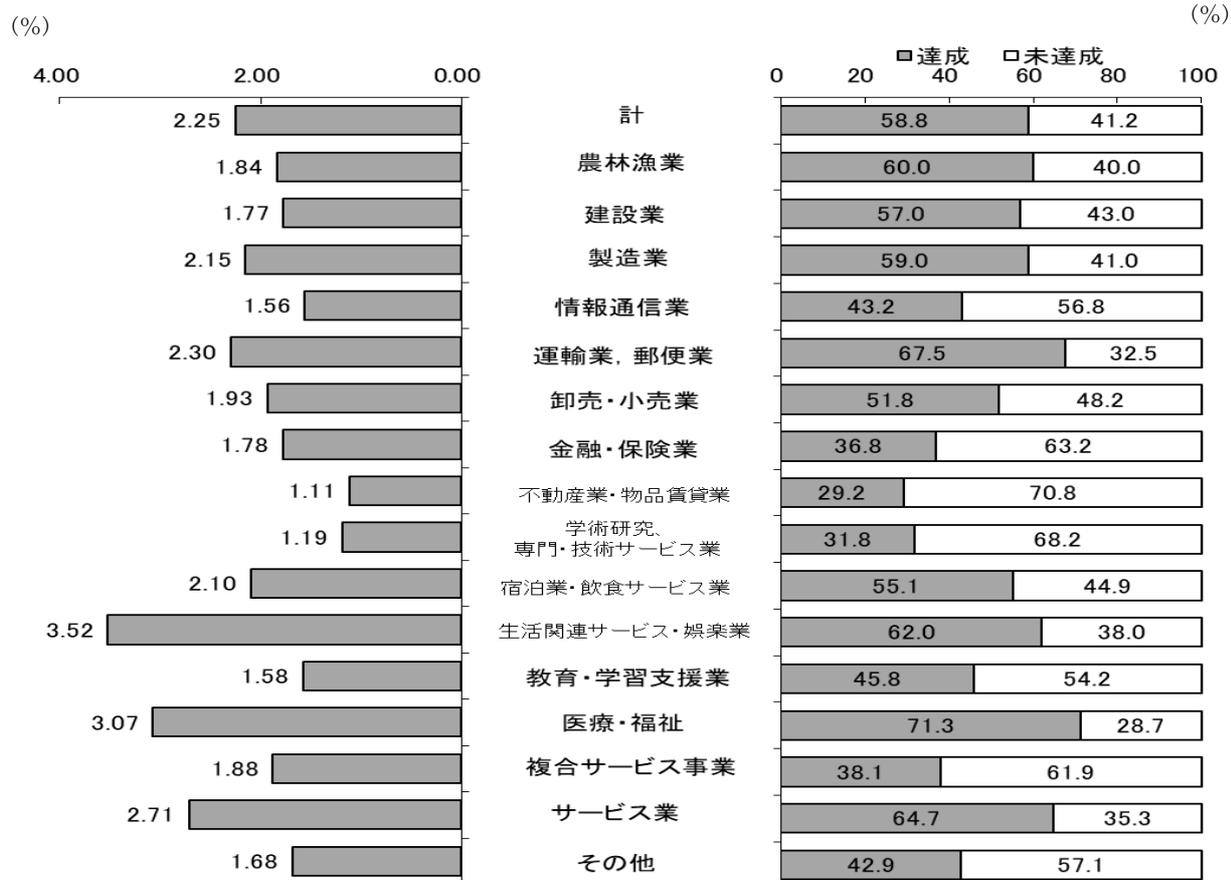
法定雇用率達成企業の全企業に占める割合をみると、全体では58.8%で、前年を0.7ポイント上回っている。産業別では、最も高い産業は「医療・福祉」で71.3%、次いで「運輸業・郵便業」67.5%、「サービス業」64.7%、「生活関連サービス、娯楽業」62.0%の順で6割を超えている。一方、最も低かった産業は「不動産・物品賃貸業」で29.2%となっている。

1) 障がい者実雇用率の推移 (全国、長野県・平成23～令和2年)



2) 産業別障がい者実雇用率 (長野県・令和2年)

3) 産業別法定雇用率達成・未達成企業割合 (長野県・令和2年)



資料：「令和2年長野県内の障害者雇用状況」長野労働局

6 非正規労働者

総務省の「令和元年労働力調査年報」によると、2019年平均の雇用者（役員を除く。）は5,669万人で、前年に比べ64万人の増加となった。このうち正規の職員・従業員は3,503万人で18万人の増加となっている。

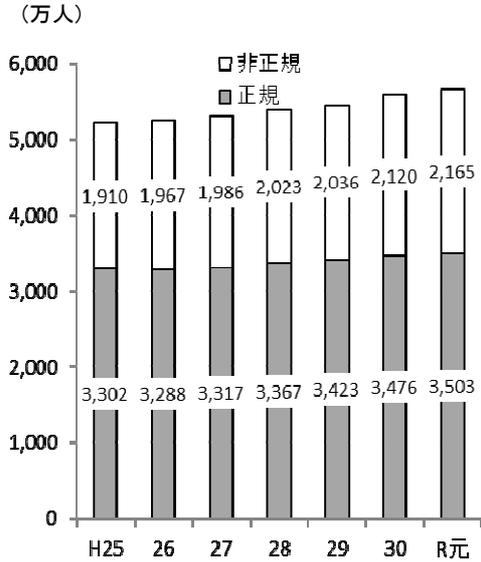
一方、非正規の職員・従業員は2,165万人と45万人の増加（6年連続の増加）となった。男女別にみると、男性は691万人で、前年に比べ22万人の増加、女性は1,475万人で前年に比べ24万人の増加となっている。

非正規の職員・従業員を男女、年齢階級別にみると、男性は65歳以上が206万人（29.8%）と最も多く、前年に比べ17万人の増加、次いで55～64歳が143万人（20.7%）となっている。女性は45～54歳が375万人（25.4%）と最も多く、前年に比べ10万人の増加、次いで35～44歳が295万人（20.0%）となっている。

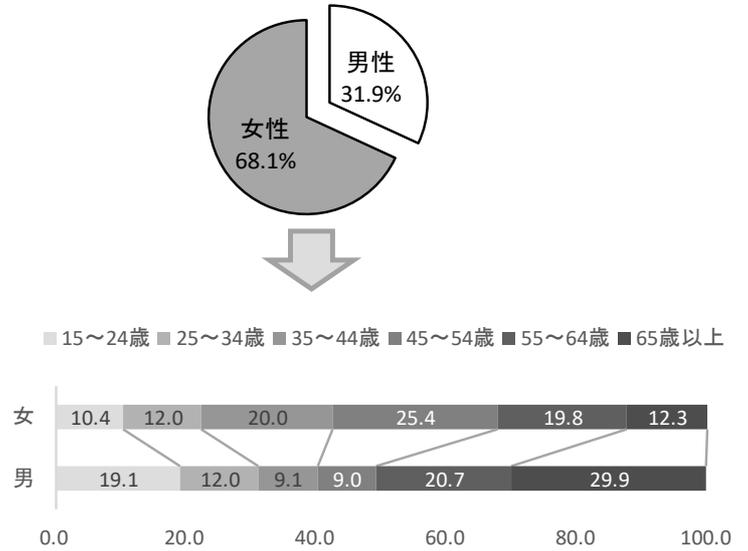
総務省の「平成29年就業構造基本調査」によると、全国の非正規の職員・従業員の割合は、38.2%（2,132万5千人）と前回（H24 38.2%）と同じ割合となっている。男女別にみると、男性は22.3%（667万7千人）で前回（H24 22.1%）と比べ0.2ポイント上昇し、女性は56.6%（1,464万8千人）で前回（H24 57.5%）と比べ0.9ポイント低下している。

県内の非正規の職員・従業員の割合は、37.6%（339,200人）と前回（H24 38.8%）と比べ1.2ポイント低下しており、全年齢で低下している。男女別にみると、男性は20.9%（97,800人）で前回（H24 20.8%）と比べ0.1ポイント上昇し、女性は55.7%（241,400人）で前回（H24 58.1%）と比べ2.4ポイント低下している。

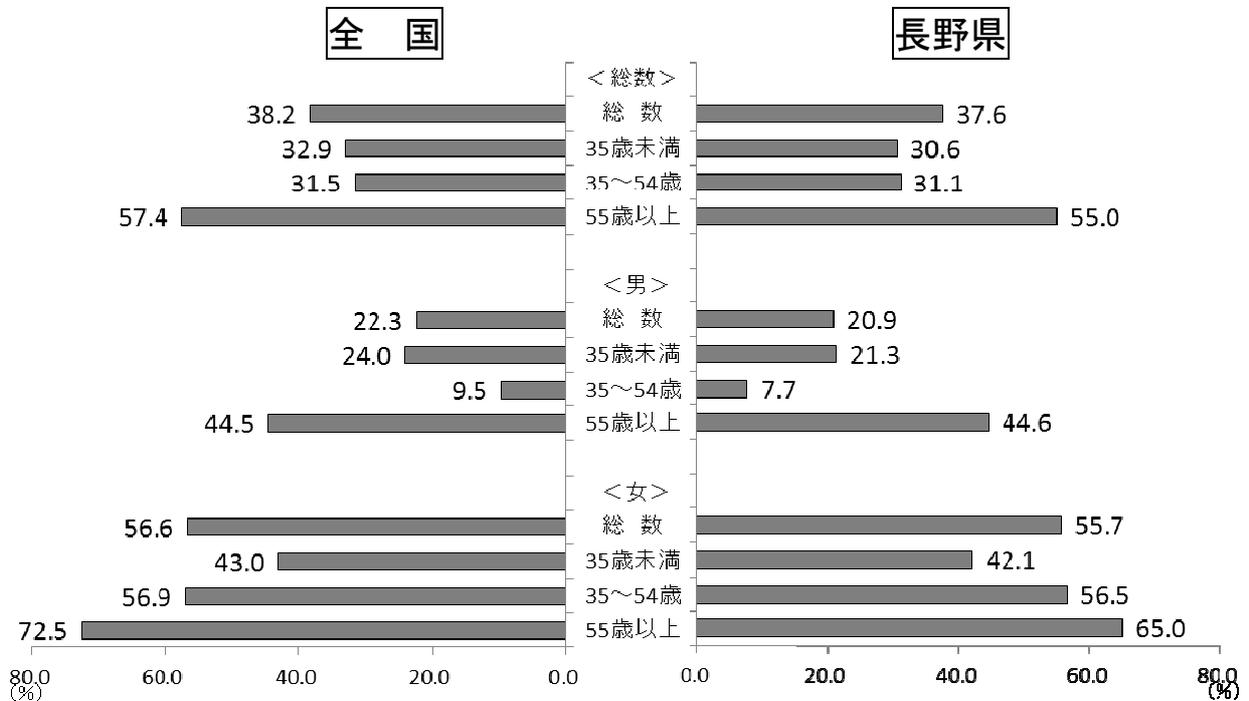
1) 雇用形態別雇用者数の推移
(全国・平成25～令和元年)



2) 男女、年齢階級別非正規の職員・従業員の内訳
(全国・令和元年)



3) 雇用者(役員を除く)のうち非正規の職員・従業員の割合
(全国、長野県・平成29年)



資料: 「令和元年労働力調査年報」総務省統計局

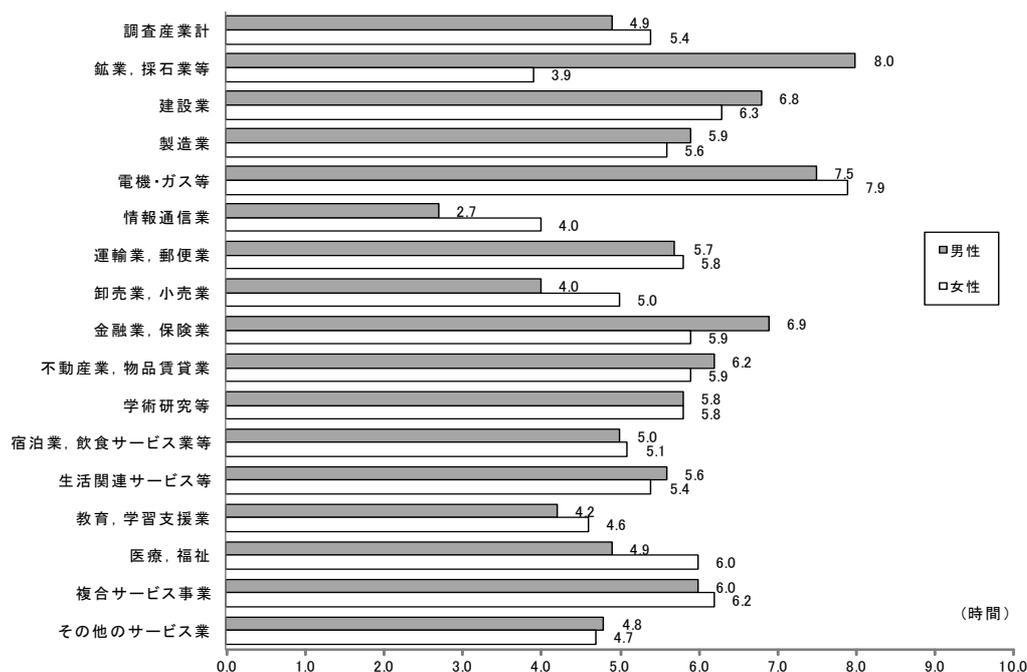
「平成29年就業構造基本調査」総務省統計局・長野県情報政策課統計室

7 短時間労働者

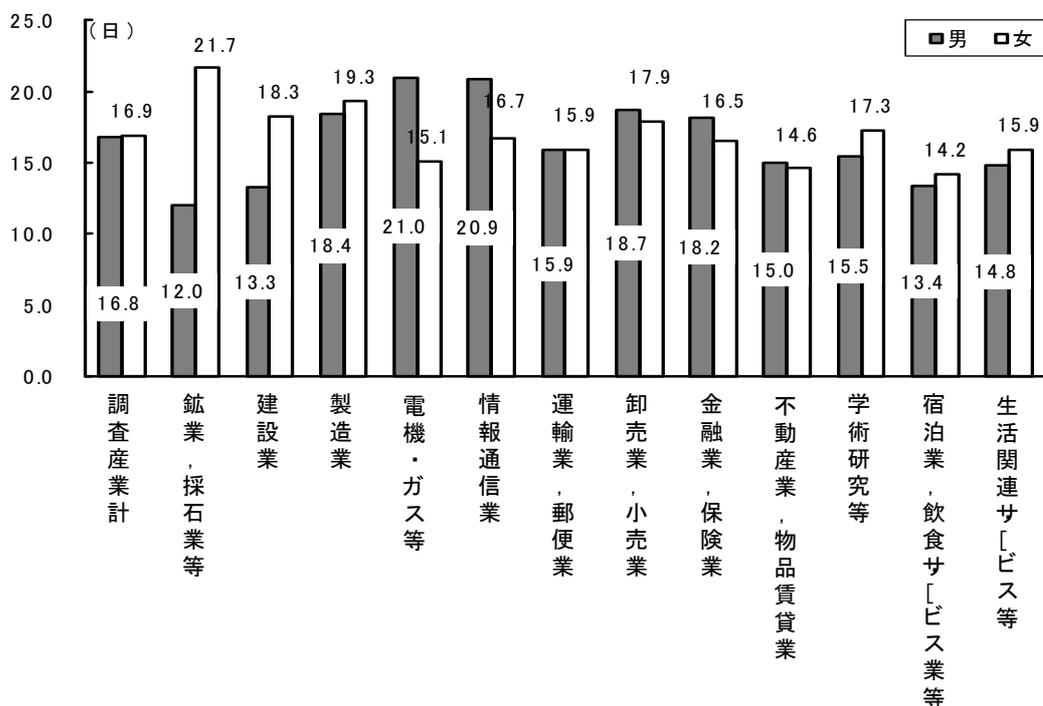
厚生労働省の「令和元年賃金構造基本統計調査」によると、短時間労働者の1日当たりの所定内実労働時間は、5.3時間、男女別では男性が4.9時間、女性が5.4時間となっている。産業別にみると、男性では多い順に「鉱業、採石業等」が8.0時間、「電気、ガス等」が7.5時間、「金融業、保険業」が6.9時間となっている。女性では、「電気、ガス等」が7.9時間、「建設業」が6.3時間、「複合サービス業」が6.2時間となっている。

また、短時間労働者の1時間あたりの賃金は、1,110円、男女別では男性が1,155円（前年比34円減少）で、女性が1,096円（同9円減少）となっている。1時間あたり所定内給与額を産業別にみると、男性が高い順に「情報通信業」1,724円、「学術研究等」1,655円、「金融業、保険業」1,631円となっている。女性は「鉱業、採石業等」1,437円、「金融業、保険業」1,436円、「情報通信業」1,354円となっている。

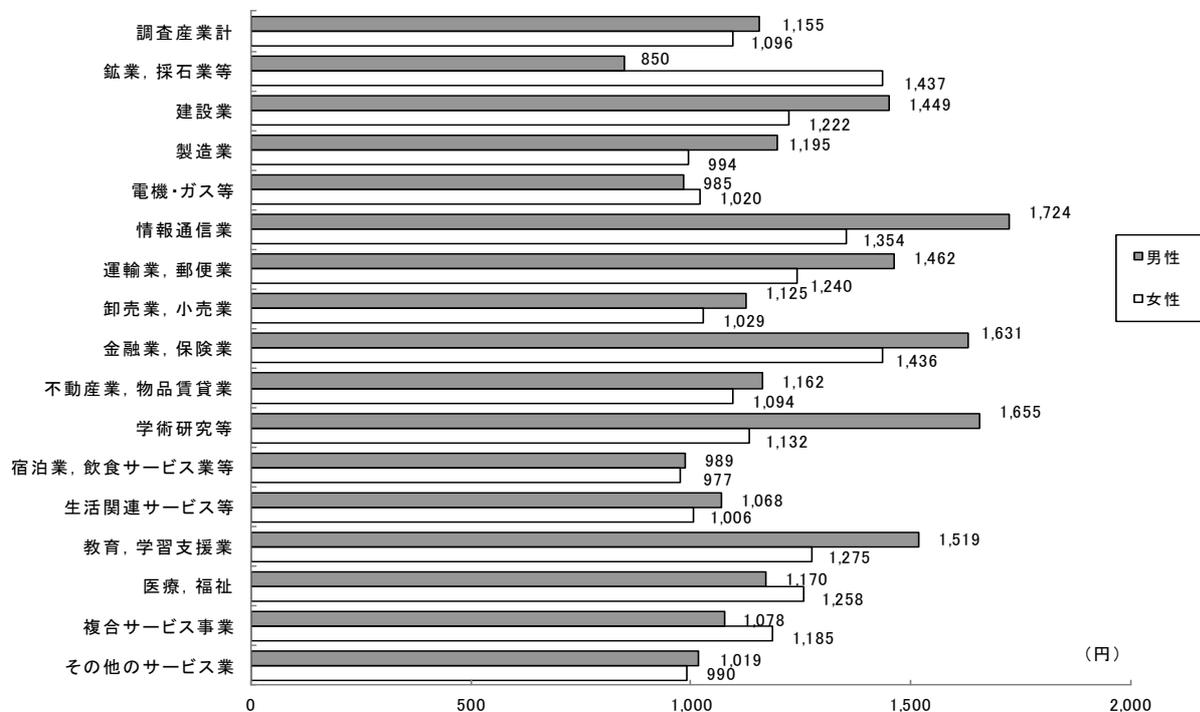
1) 短時間労働者の男女別、産業別1日当たり所定内実労働時間 (長野県・令和元年)



2) 短時間労働者の月間労働日数（長野県・令和元年）



3) 短時間労働者の産業別1時間当たりの賃金（長野県・平成30年）



資料：「令和元年賃金構造基本統計調査」厚生労働省

8 外国人労働者

長野労働局の「長野県における外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」によると、県内で外国人労働者を雇用している事業所数は3,964か所（前年同期比126か所、3.3%増加）で、外国人労働者数は19,858人（同157人、0.8%減少）となっている。

県内の外国人労働者を国籍別にみると、多い順にベトナムが4,894人で外国人労働者数全体の24.6%、中国（香港等を含む。）が4,210人で21.2%、フィリピンが3,165人で15.9%、ブラジルが2,727人で13.7%となっている。

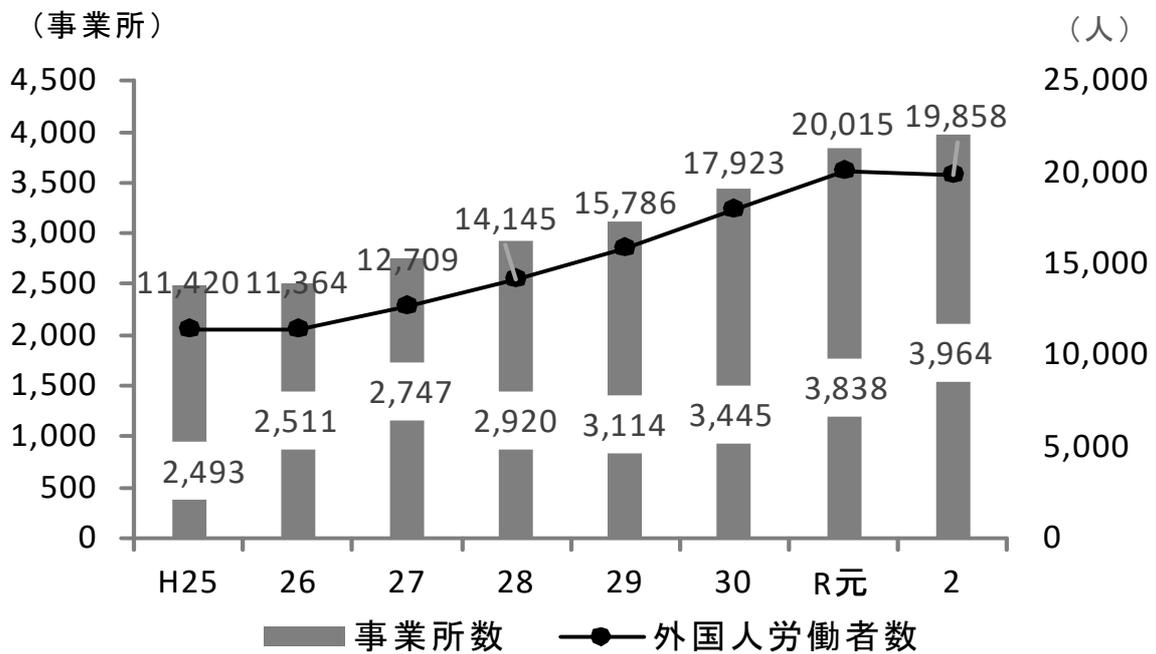
また、産業別では、「製造業」が9,714人で48.9%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が2,669人で13.4%、「農業、林業」が1,563人で7.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が1,459人で7.3%、「卸売業、小売業」が1,222人で6.2%となっている。

事業所規模別に外国人労働者をみると「30人未満」規模の事業所が7,944人で40.0%と最も多く、次いで「30～99人」が5,015人で25.3%、「100～499人」が4,783人で24.1%、「500人以上」が2,088人で10.5%となっている。

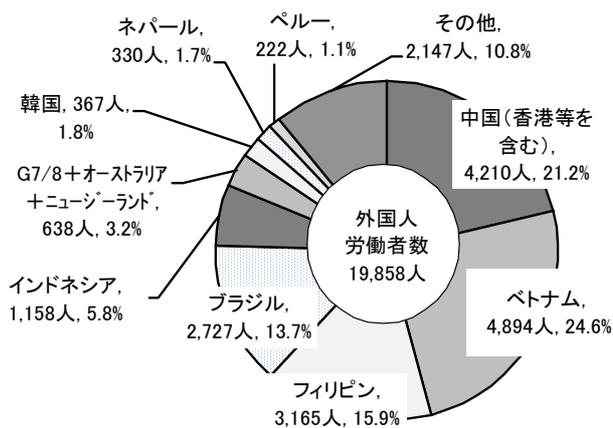
外国人雇用状況の届出制度

雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

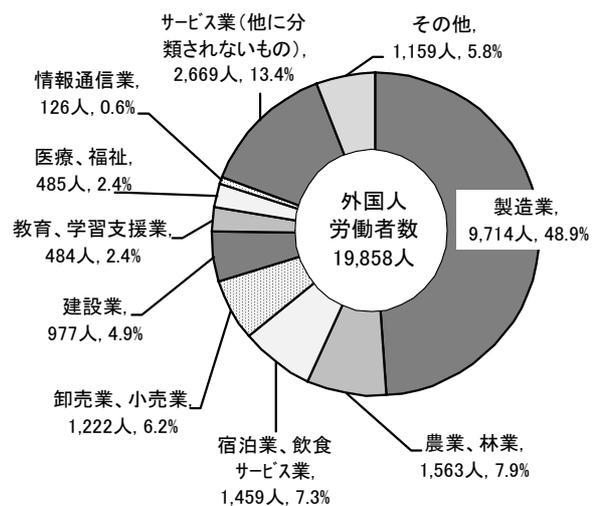
1) 外国人労働者を雇用している事業所数及び外国人労働者数の推移
(長野県・平成25～令和2年)



2) 国籍別外国人労働者数
(長野県・令和2年)



3) 産業別外国人労働者数
(長野県・令和2年)



資料：「長野県における外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」長野労働局

8 外国人労働者

長野労働局の「長野県における外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」によると、県内で外国人労働者を雇用している事業所数は3,964か所（前年同期比126か所、3.3%増加）で、外国人労働者数は19,858人（同157人、0.8%減少）となっている。

県内の外国人労働者を国籍別にみると、多い順にベトナムが4,894人で外国人労働者数全体の24.6%、中国（香港等を含む。）が4,210人で21.2%、フィリピンが3,165人で15.9%、ブラジルが2,727人で13.7%となっている。

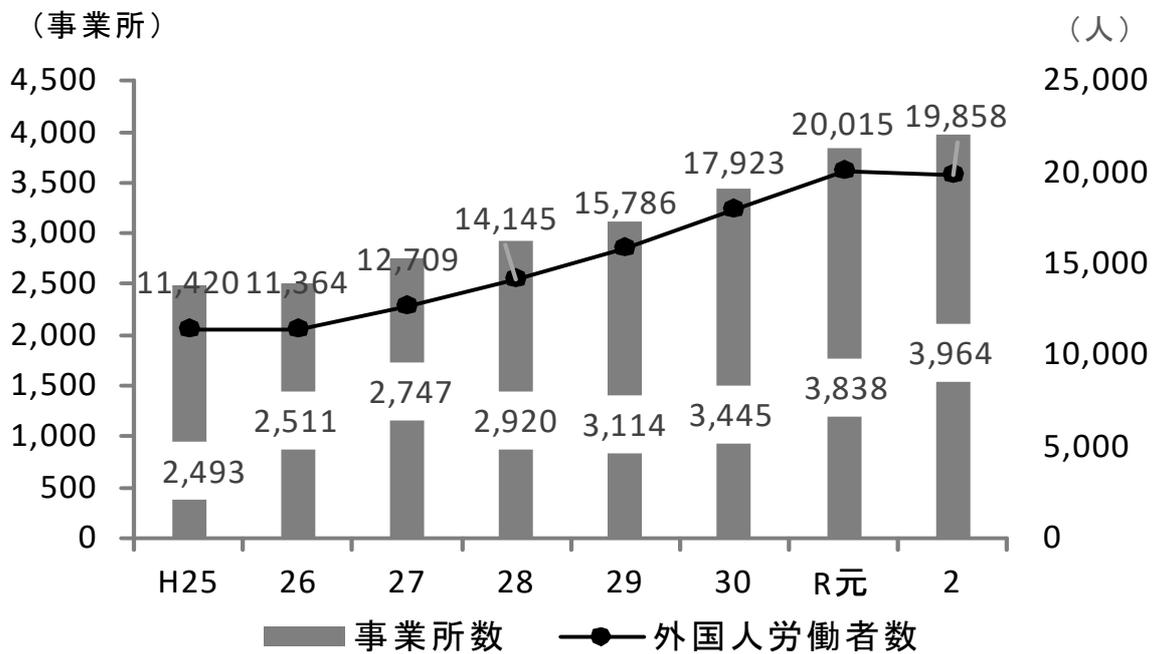
また、産業別では、「製造業」が9,714人で48.9%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が2,669人で13.4%、「農業、林業」が1,563人で7.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が1,459人で7.3%、「卸売業、小売業」が1,222人で6.2%となっている。

事業所規模別に外国人労働者をみると「30人未満」規模の事業所が7,944人で40.0%と最も多く、次いで「30～99人」が5,015人で25.3%、「100～499人」が4,783人で24.1%、「500人以上」が2,088人で10.5%となっている。

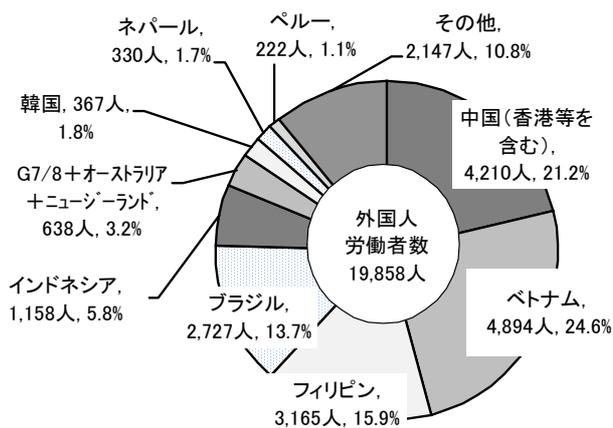
外国人雇用状況の届出制度

雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

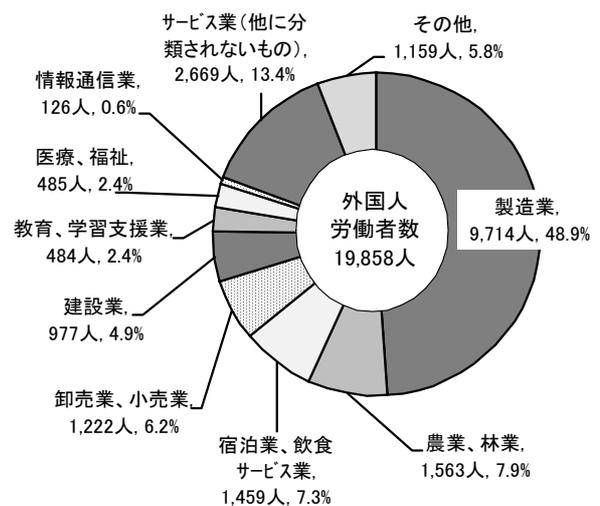
1) 外国人労働者を雇用している事業所数及び外国人労働者数の推移
(長野県・平成25～令和2年)



2) 国籍別外国人労働者数
(長野県・令和2年)



3) 産業別外国人労働者数
(長野県・令和2年)



資料：「長野県における外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」長野労働局

9 離職状況

厚生労働省の「新規学卒就職者の離職状況（平成 29 年 3 月卒業者の状況）」によると、全国の平成 29 年 3 月に卒業した新規学卒就職者の卒業後 3 年以内離職率は、大学卒 32.8%（前年比 0.8 ポイント上昇）（長野県 29.4%）、短大等卒 43.0%（同 1.0 ポイント上昇）（長野県 36.1%）、高校卒 39.5%（同 0.3 ポイント上昇）（長野県 36.0%）、中学卒 59.8%（同 2.6 ポイント低下）となっている。

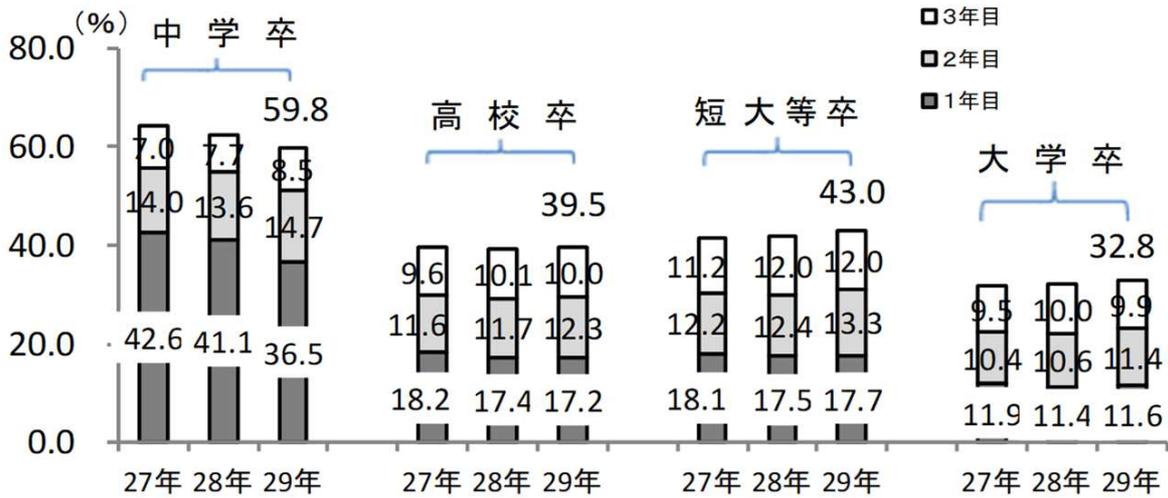
産業別にみると、離職率の高い産業は、高い順に、大学卒で「宿泊業・飲食サービス業」が 52.6%、「生活関連サービス業・娯楽業」が 46.2%、「教育・学習支援業」が 45.6%となっている。高校卒では、「宿泊業・飲食サービス業」が 64.2%、「生活関連サービス業・娯楽業」が 59.7%、「教育・学習支援業」が 55.8%となっている。

事業所規模別にみると、離職率の高い順に、「5 人未満」が大学卒 56.1%、高校卒 63.0%、「5～29 人」が大学卒 51.1%、高校卒 55.6%、「30～99 人」が大学卒 40.1%、高校卒 46.5%となっている。

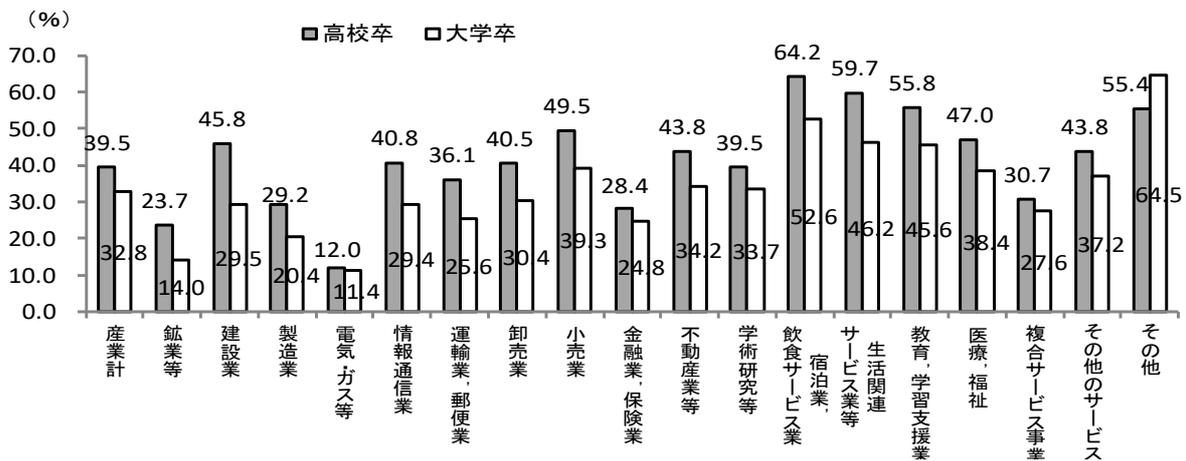
総務省が実施した平成 29 年「就業構造基本調査」によると長野県の 15 歳以上人口のうち平成 24 年 10 月～平成 29 年 9 月の 5 年間で、介護・看護のために前職を離職した者は 8,800 人で、うち男性は 2,200 人、女性は 6,600 人となっている。

全国の 15 歳以上人口のうち平成 24 年 10 月～平成 29 年 9 月の 5 年間で、介護・看護のために前職を離職した者は 498,300 人で、うち男性は 125,200 人、女性は 373,100 人となっている。

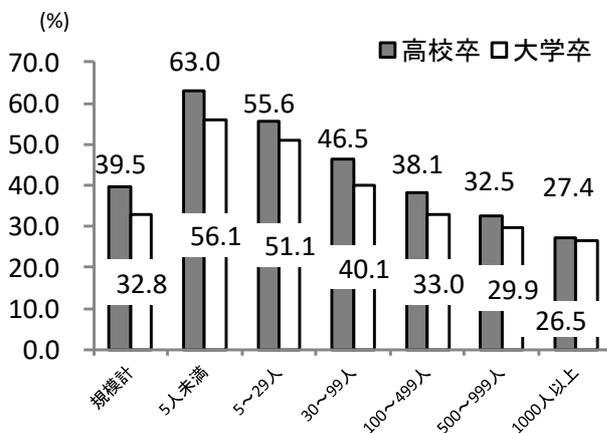
1) 新規学卒者の卒業後3年以内離職率 (全国・平成27~29年3月卒業者)



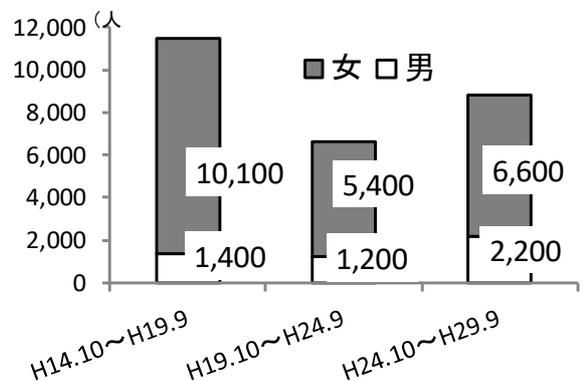
2) 新規学卒者の産業別離職率 (全国・平成29年3月卒業者)



3) 新規学卒者の事業所規模別離職率 (全国・平成29年3月卒業者)



4) 介護・看護のため前職離職者数の推移 (長野県・15歳以上)



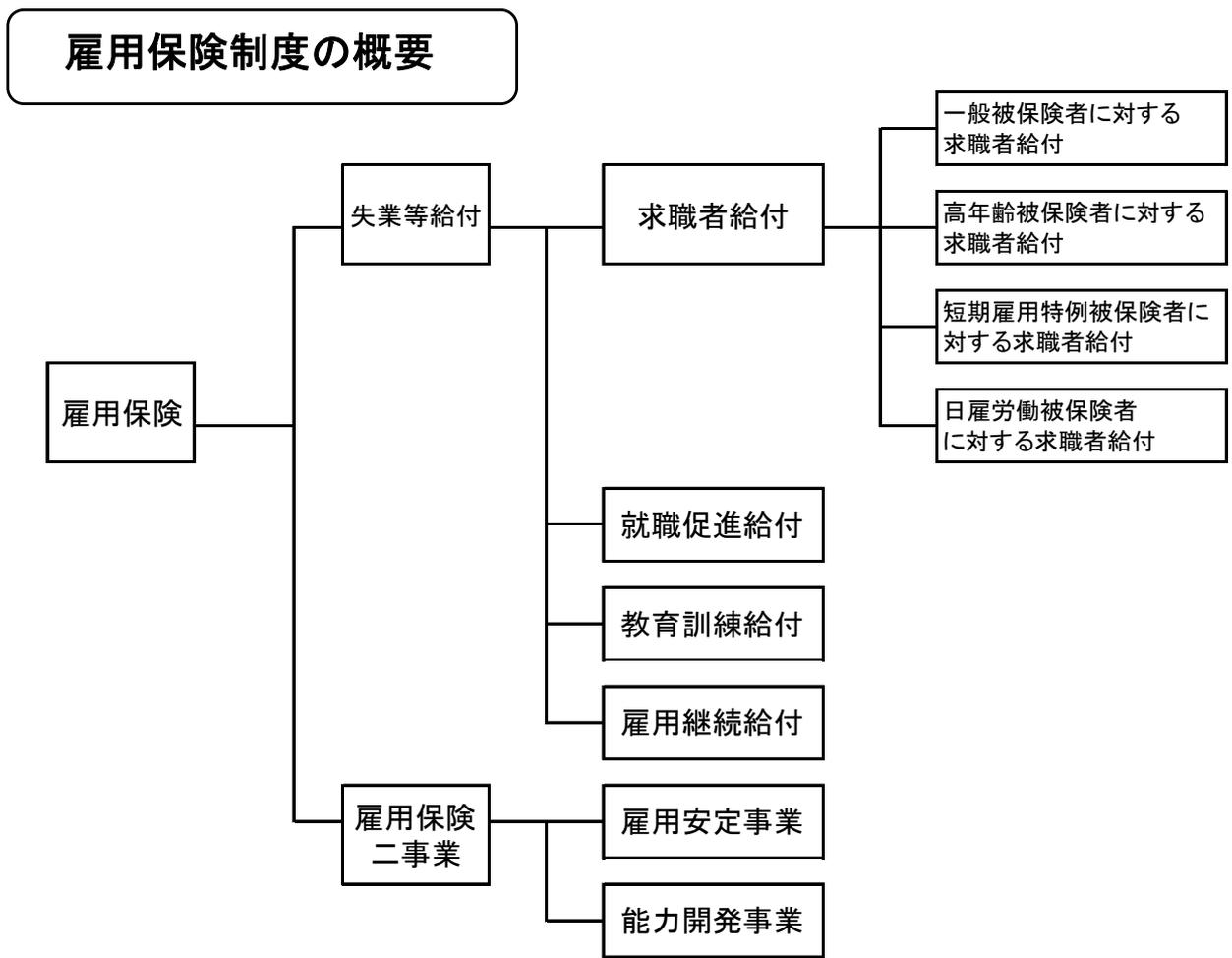
資料：「新規学卒就職者の離職状況 (平成29年3月卒業者の状況)」厚生労働省「平成29年就業構造基本調査」総務省統計局・長野県情報政策課統計室

10 雇用保険

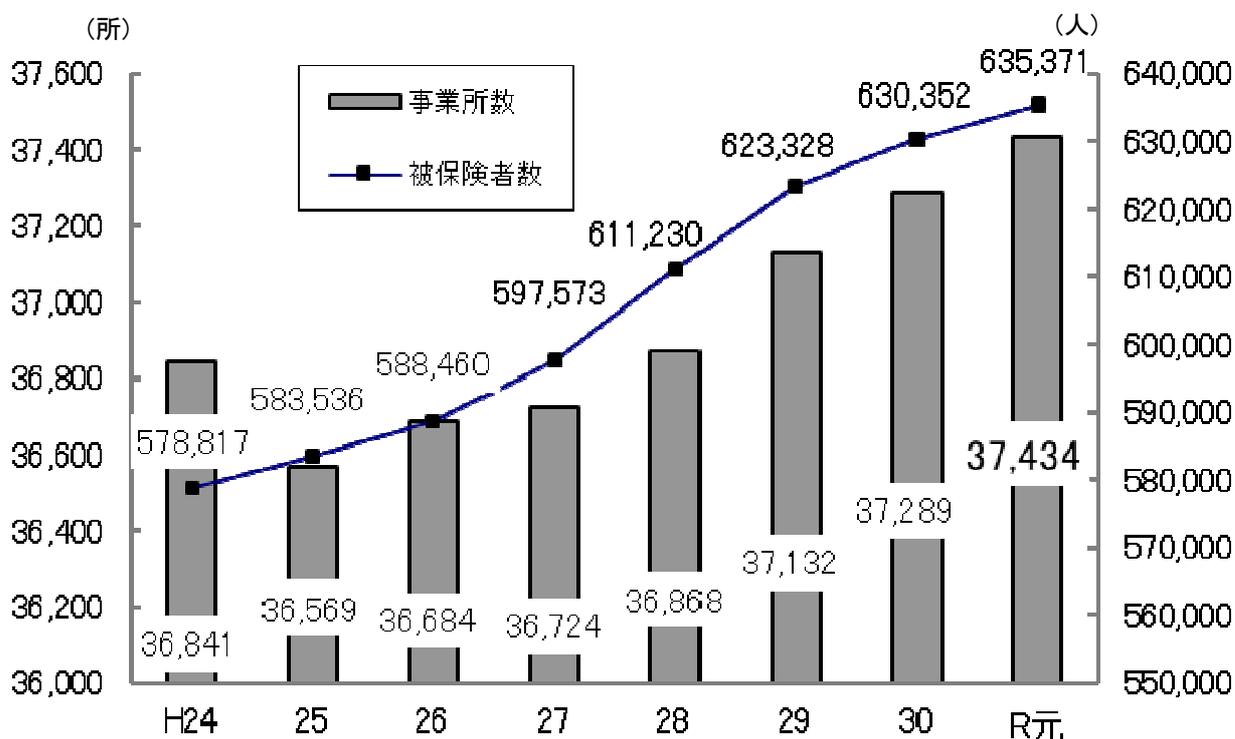
雇用保険は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するとともに、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進等を図るための事業を行っている。

厚生労働省の「雇用保険事業年報」によると、令和元年度末の県内の雇用保険適用事業所数は37,434所（前年比145所増加）で、被保険者数は635,371人（同5,019人増加）となっている。

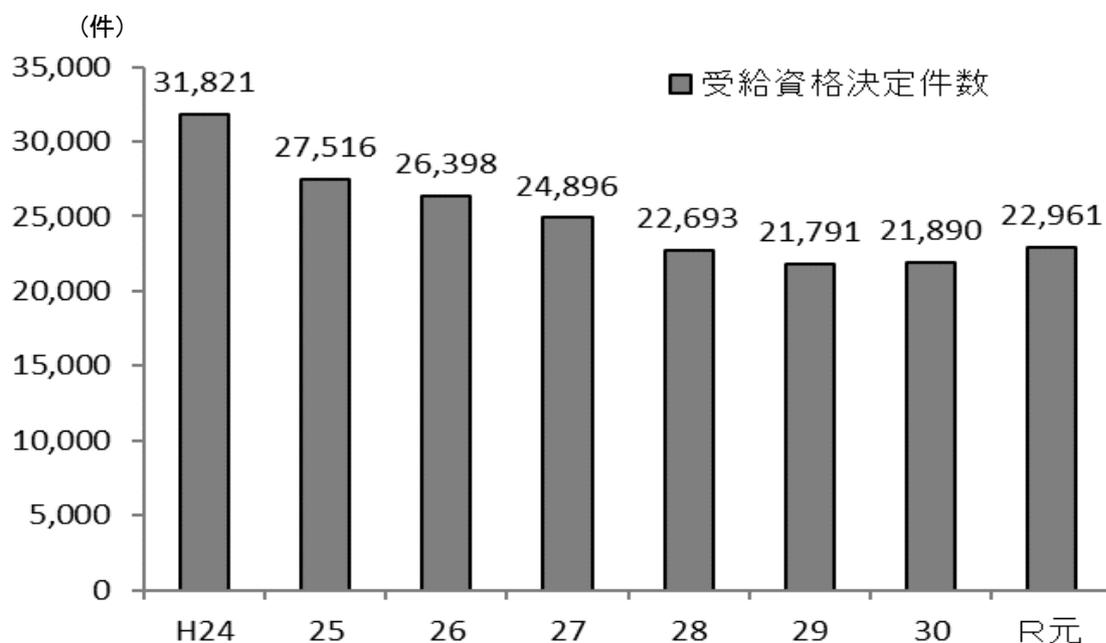
令和元年度の県内の雇用保険受給の状況についてみると、受給資格決定件数は22,961件（前年比1,071件増加）となっている。



1) 雇用保険適用状況の推移（長野県：平成24～令和元年度末）



2) 雇用保険受給状況（長野県・平成24～令和元年度）



資料：「雇用保健事業年報」厚生労働省

Ⅲ 賃金・諸手当

1 県内勤労者の月間現金給与総額

「毎月勤労統計調査」によると、令和元年の5人以上規模事業所で働く常用労働者の一人平均月間現金給与総額は、長野県が298,346円（前年比*2.3%減少）、全国が322,612円となっている。

県内の産業別月間現金給与総額（5人以上規模）をみると、金額の高い順に「情報通信業」が420,726円、「教育・学習支援業」が415,362円、「金融業, 保険業」が412,818円となっている。

金額の少ない順では、「宿泊業, 飲食サービス業」で134,330円、「生活関連サービス業, 娯楽業」で195,241円、「サービス業（他に分類されないもの）」で199,756円となっている。

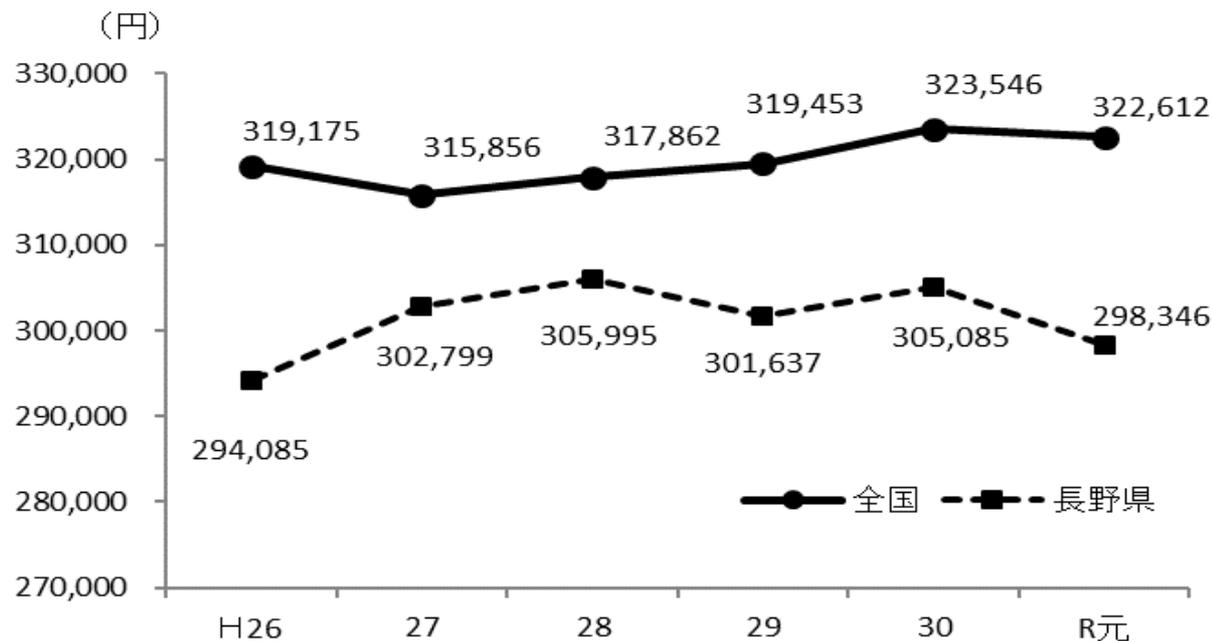
【用語の解説】

常用労働者 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用される者

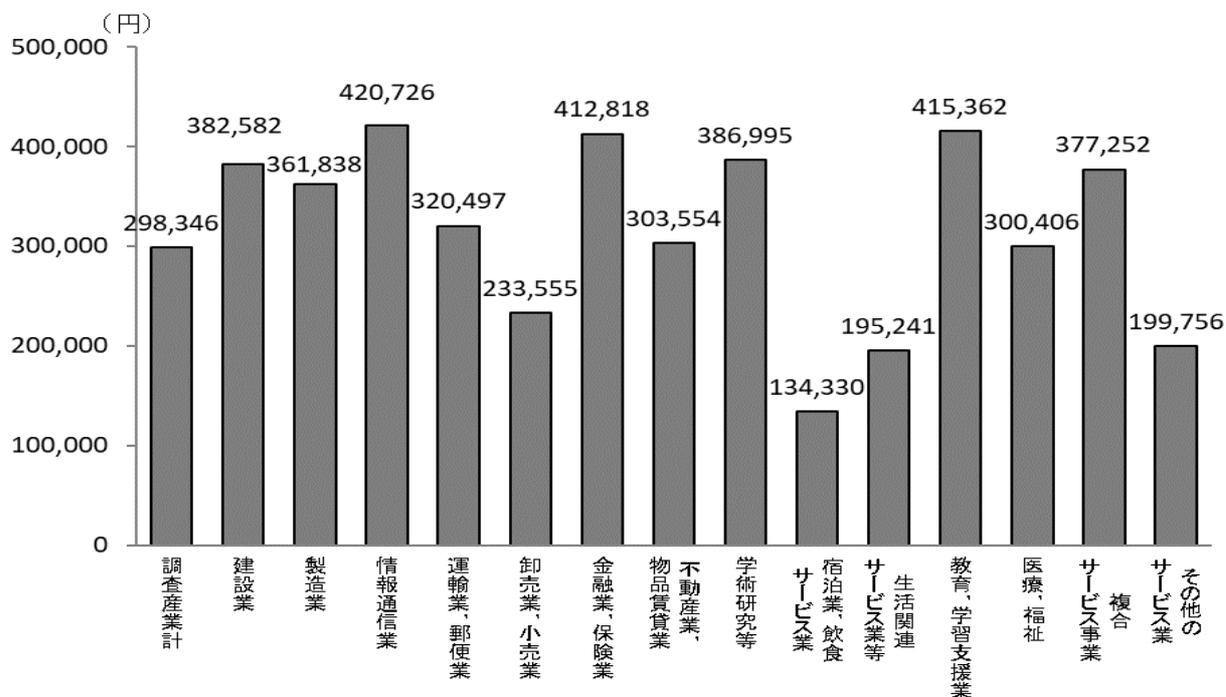
現金給与額 賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず労働の対価として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料等を差し引く以前の金額

* 前年比は、平成27年平均値を基準とする指数比較により算出した対前年増減率。

1) 月間現金給与総額の推移 (全国、長野県・平成 26～令和元年、事業所規模 5 人以上)



2) 産業別月間現金給与総額 (長野県・令和元年、事業所規模 5 人以上)



資料：「毎月勤労統計調査地方調査」長野県情報政策課統計室
「毎月勤労統計調査」厚生労働省

2 県内小規模事業所（1人～4人規模）の現金給与額

「毎月勤労統計調査特別調査」によると、令和元年7月における一人平均きまって支給する現金給与額は、長野県は198,594円（前年比0.7%減少）、全国は197,196円（同0.9%増加）となっている。

男女別では、男性が257,384円（前年比2.2%減少）、女性は149,900円（前年比8.4%増加）となっている。

また、主な産業別にみると、「建設業」が233,560円（前年比12.1%減少）、「製造業」が223,087円（同18.1%増加）、「卸売業、小売業」が199,503円（同2.6%増加）、「医療、福祉」が198,938円（同7.1%増加）となっている。

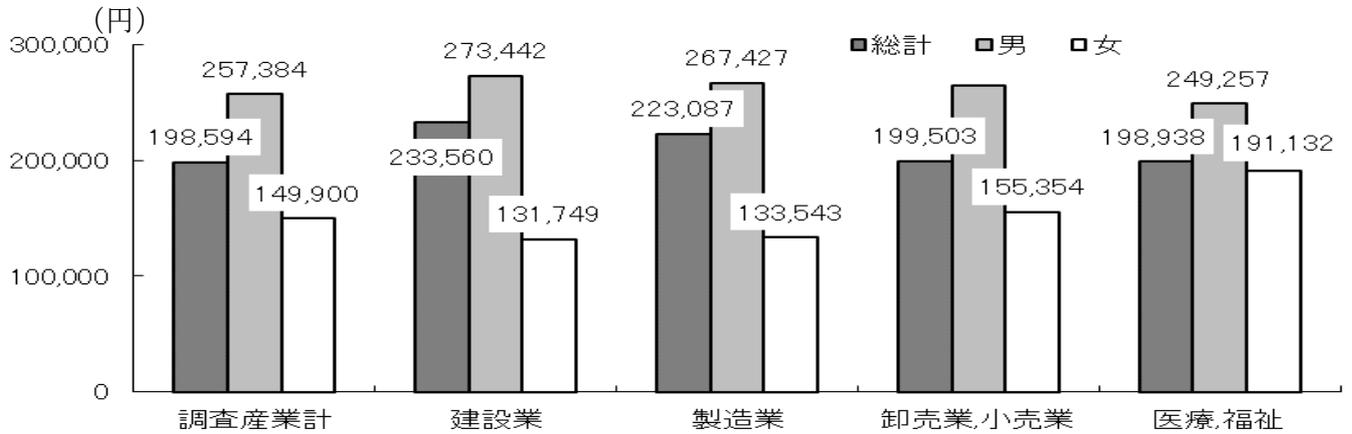
平成30年8月から令和元年7月までの1年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上）についてみると、長野県では281,180円（前年比0.3%減少）、全国では247,634円（同5.1%増加）となっている。

主な産業別にみると、「医療、福祉」が401,104円（前年比0.5%減少）、「卸売業、小売業」が310,715円（同16.5%増加）、「建設業」が199,401円（同13.4%減少）、「製造業」が307,815円（同90.1%増加）となっている。

30人以上規模事業所の一人平均きまって支給する現金給与額を100とし、事業所規模間の格差をみると、1人～4人規模事業所は調査産業計で72.9となっている。主な産業別にみると、格差が最も大きいのは「医療、福祉」で74.0となっている。

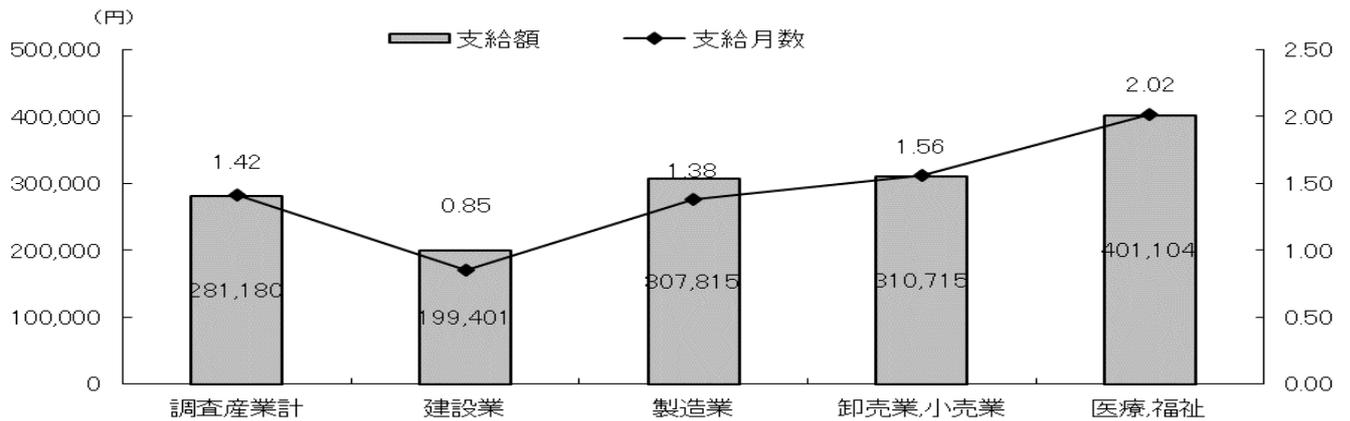
1) 主要産業別・性別一人平均きまって支給する現金給与額

(長野県・令和元年、事業所規模1人~4人)



2) 主要産業別一人平均特別に支払われた現金給与額

(長野県・令和元年、事業所規模1人~4人)



3) 主要産業別一人平均きまって支給する現金給与額の事業所規模間格差

(長野県・令和元年)

主な産業	事業所規模		規模間格差 (30人以上=100)
	1人~4人	30人以上	1人~4人
調査産業計	円 198,594	円 272,240	72.9
建設業	233,560	357,073	65.4
製造業	223,087	312,675	71.3
卸売業、小売業	199,503	192,457	103.7
医療、福祉	198,938	268,809	74.0

(注) 規模5~29人及び30人以上は、毎月勤労統計調査全国及び地方調査の令和元年7月分結果の「きまって支給する給与」である。

3 所定内賃金額

厚生労働省の「令和元年賃金構造基本統計調査」によると、県内10人以上規模民営事業所で働く一般労働者の、令和元年6月30日現在の所定内給与額は、男性が310,500円（前年比4,800円、1.6%増加）、女性が228,800円（同3,400円、1.5%増加）となっている。

年齢階層別の所定内給与を見ると、賃金のピークは男性が55～59歳層で387,400円、女性は50～54歳層で247,500円となっている。

主な産業別の所定内給与額は、男性では「金融業，保険業」で401,100円、「医療・福祉業」で360,500円、「情報通信業」で357,800円となっている。

女性では「情報通信業」で286,700円、「医療，福祉」で255,800円、「学術研究，専門・技術サービス業」で253,900円となっている。

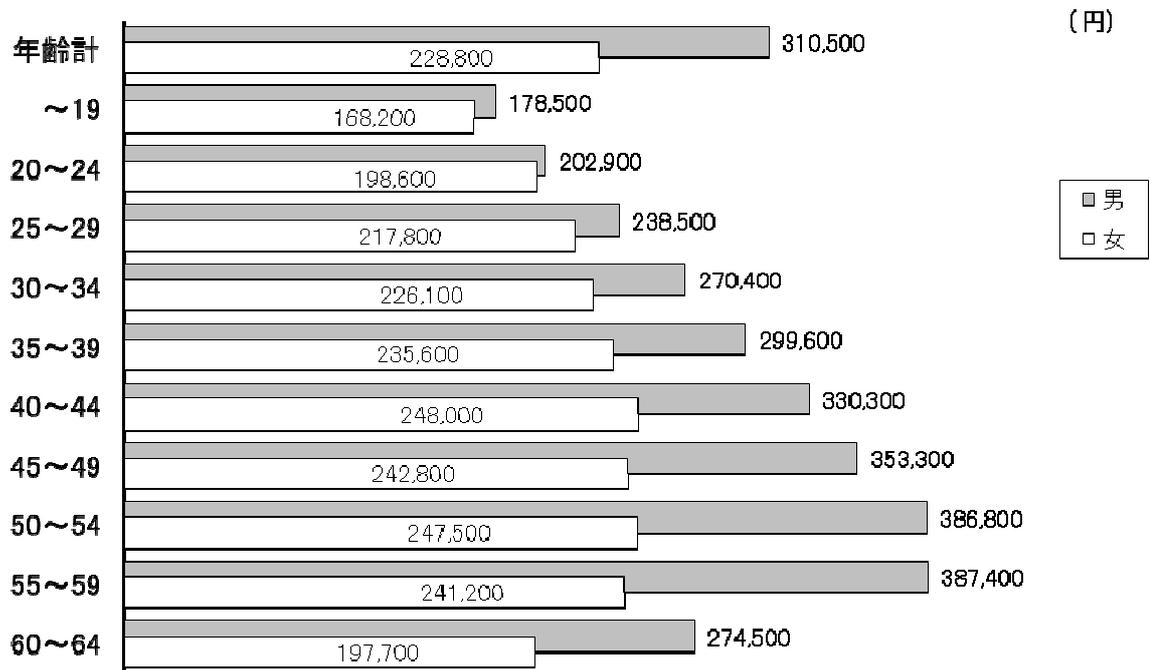
【用語の解説】

一般労働者 「短時間労働者」以外の者をいう。

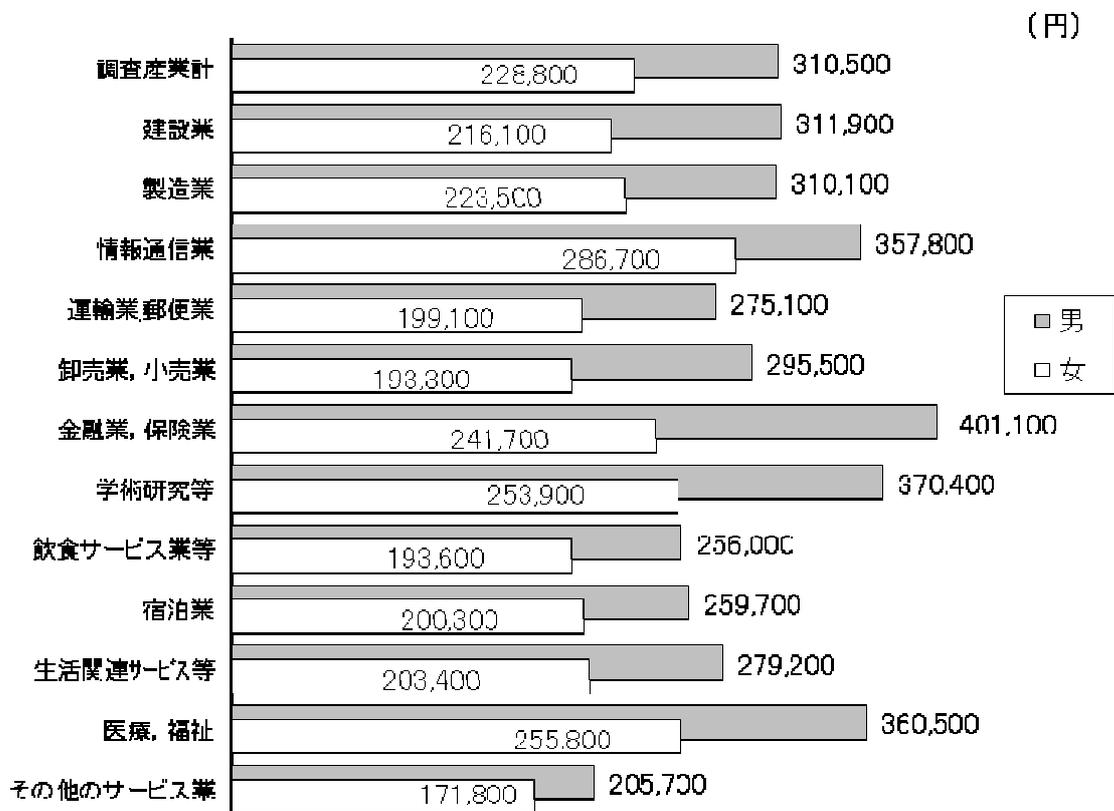
短時間労働者 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

所定内給与額 労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

1) 男女別・年齢階層別所定内給与額（長野県・令和元年、事業所規模 10 人以上）



2) 男女別・産業別所定内給与額（長野県・令和元年、事業所規模 10 人以上）



資料：「令和元年賃金構造基本統計調査」厚生労働省

4 学卒者の初任給

厚生労働省の「令和元年賃金構造基本統計調査（初任給）」によると、令和元年4月採用の新規学卒者の初任給は、男性の場合は大学院修士課程修了で230,200円（前年比0.04%減少）、大学卒で201,700円（同1.6%増加）、高専・短大卒で175,100円（同0.6%減少）、高校卒で166,800円（同1.5%増加）となっている。女性の場合は大学院修士課程修了で231,800円（同4.0%増加）、大学卒で197,400円（同0.2%減少）、高専・短大卒で176,300円（同2.5%増加）、高校卒で162,100円（同0.06%減少）となっている。

大学卒の初任給額を産業別にみると、金額の高い順に男性は「学術研究, 専門・技術サービス業」で259,000円、「建設業」で208,800円、「金融業, 保険業」で208,100円となっており、女性は「情報通信業」で218,700円、「建設業」で208,900円、「金融業, 保険業」で203,600円となっている。

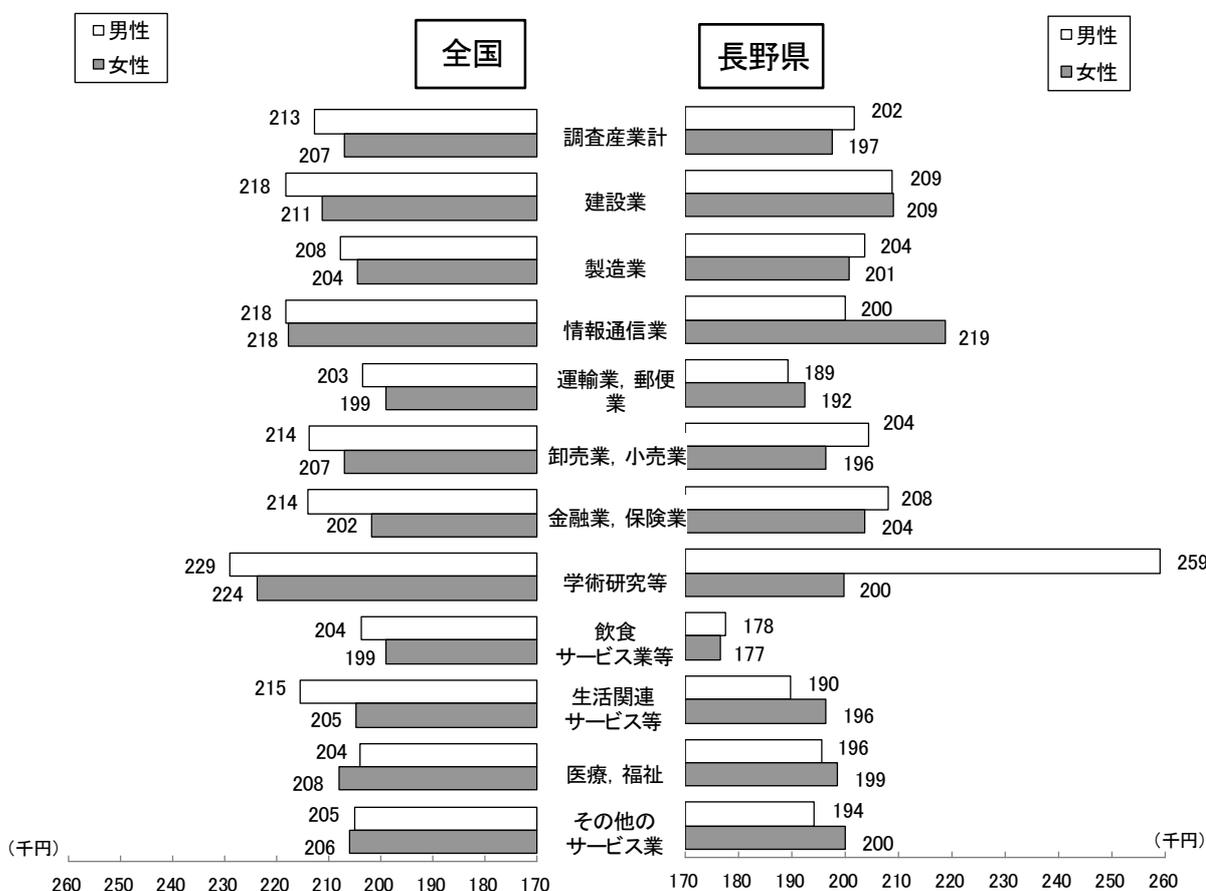
【用語の解説】

初任給 通常の所定労働時間、日数を勤務した新規学卒者の6月分所定内給与額（所定内労働時間に対して支払われる賃金であって、基本給のほか諸手当が含まれているが、超過労働給与額は含まれていない。）から通勤手当を除いたもの。

1) 男女別・卒業区分別初任給（長野県・令和元年）

区 分		初任給額（円）	対前年増減率（％）
高校卒	男 性	166,800	1.5
	女 性	162,100	△ 0.06
高専・短大卒	男 性	175,100	△ 0.6
	女 性	176,300	2.5
大学卒	男 性	201,700	1.6
	女 性	197,400	△ 0.2
大学院 修士課程 修了	男 性	230,200	△ 0.04
	女 性	231,800	4.0

2) 大学卒の産業別初任給額（全国、長野県・令和元年）



資料：「令和元年賃金構造基本統計調査（初任給）」厚生労働省

5 春季賃上げ妥結状況

県労働雇用課が民間労働組合を対象に行った「2020年春季賃上げ要求・妥結状況調査」によると、2020年の賃上げ妥結額（定期昇給分含む）は3,811円（賃上率1.53%）で、前年より577円減少となっており、平均妥結額及び平均賃上率は、ともに前年を下回る結果となった。

主な産業をみると、賃上げ額の高い順では、「医療・福祉」が6,593円（賃上げ率2.58%）、「サービス業等」が5,133円（同2.01%）、「電気・ガス」が4,700円（同1.78%）となっている。一方、賃上げ額の低い順では、「印刷・同関連」が833円（賃上げ率0.39%）、「運輸業」が2,494円（同1.14%）、「建設業」が3,074円（同0.99%）となっている。

妥結内容の詳細について、妥結内容の状況が分かる組合のうち、ベースアップを実施した組合は40.7%にあたる77組合で、割合にして前年同期を23.7ポイント下回った。

賃上げ妥結額の推移をみると、平成20年のリーマンショック直後に大きく減少したものの、その後は高水準を維持してきた。2019年以降、2年連続で減少したが、景気が回復基調であった平成26年と同水準を保持している。

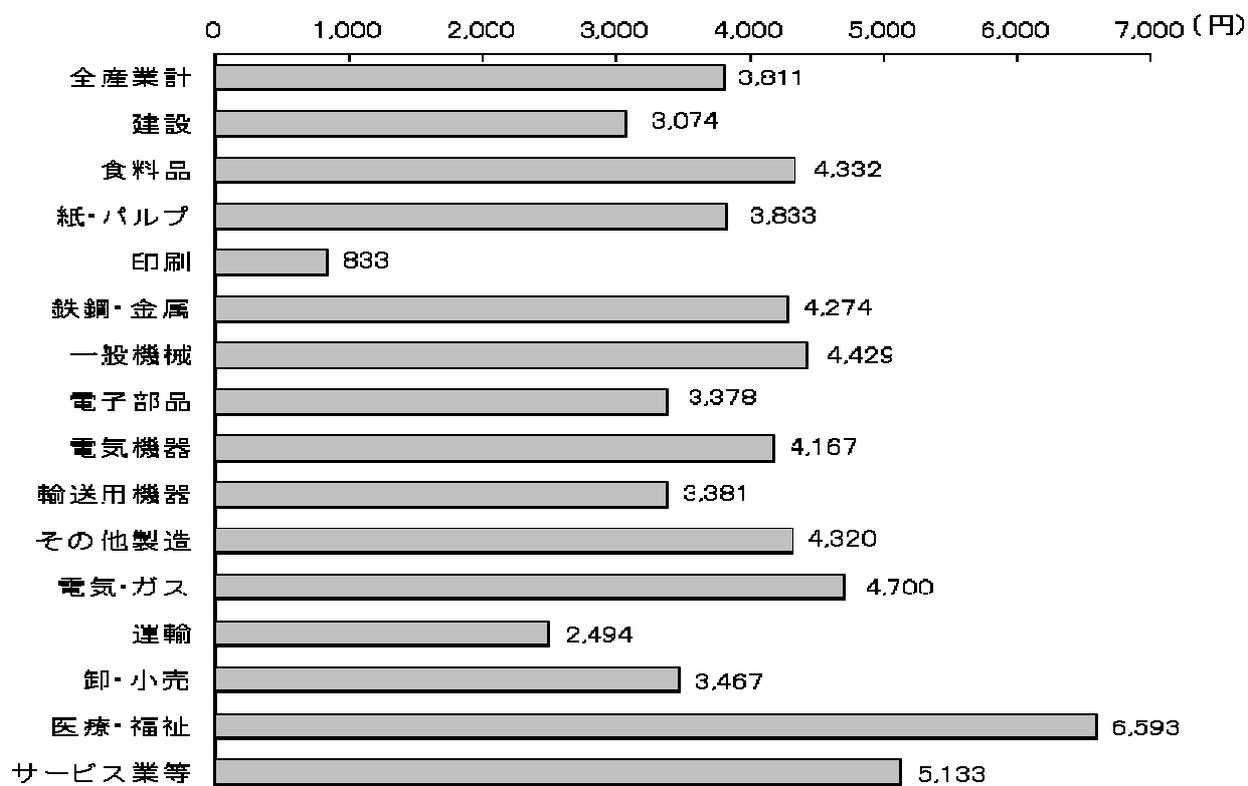
【用語の解説】

賃上げ妥結額 定期昇給及びベースアップ等による、1人当たりの月額所定内賃金の平均引き上げ額。

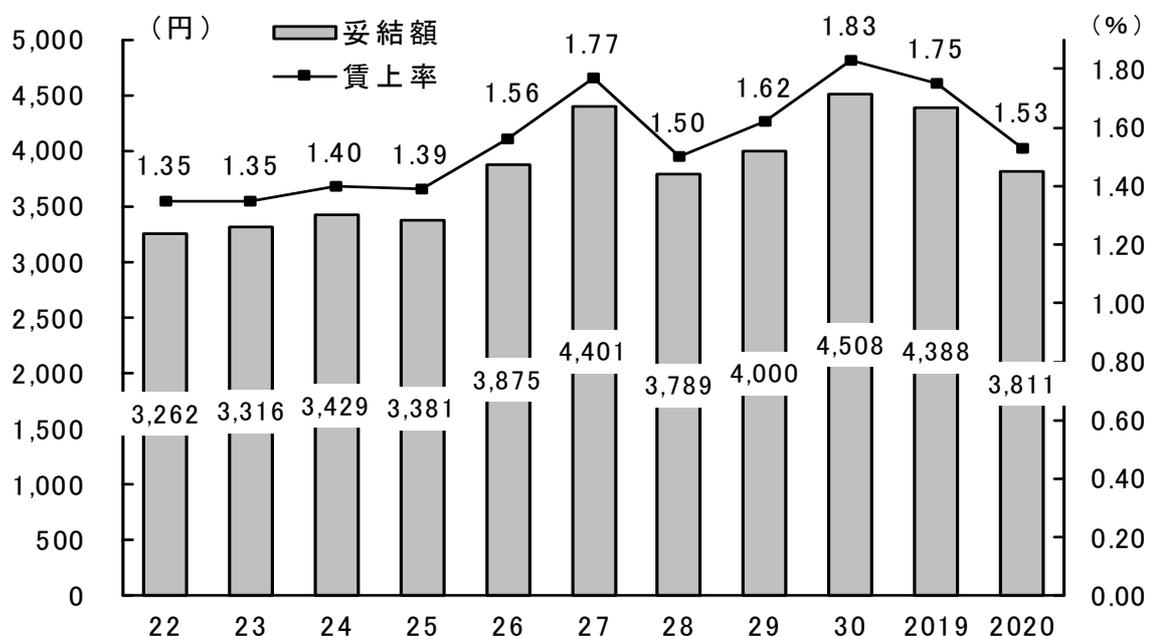
定期昇給 あらかじめ就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のこと。

ベースアップ 賃金表（学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたもの）の改定により賃金水準を引き上げること。

1) 産業別春季賃上げの妥結額 (長野県・2020年)



2) 春季賃上げの妥結額及び賃上率の推移 (長野県・平成22～2020年)



資料：「2020年春季賃上げ要求・妥結状況調査」長野県労働雇用課

6 夏季・年末一時金妥結状況

賃金には、毎月の定期給与のほかに臨時に支払われる給与として、一般的にボーナス、賞与、夏季・年末一時金、期末手当などと呼ばれているものがある。

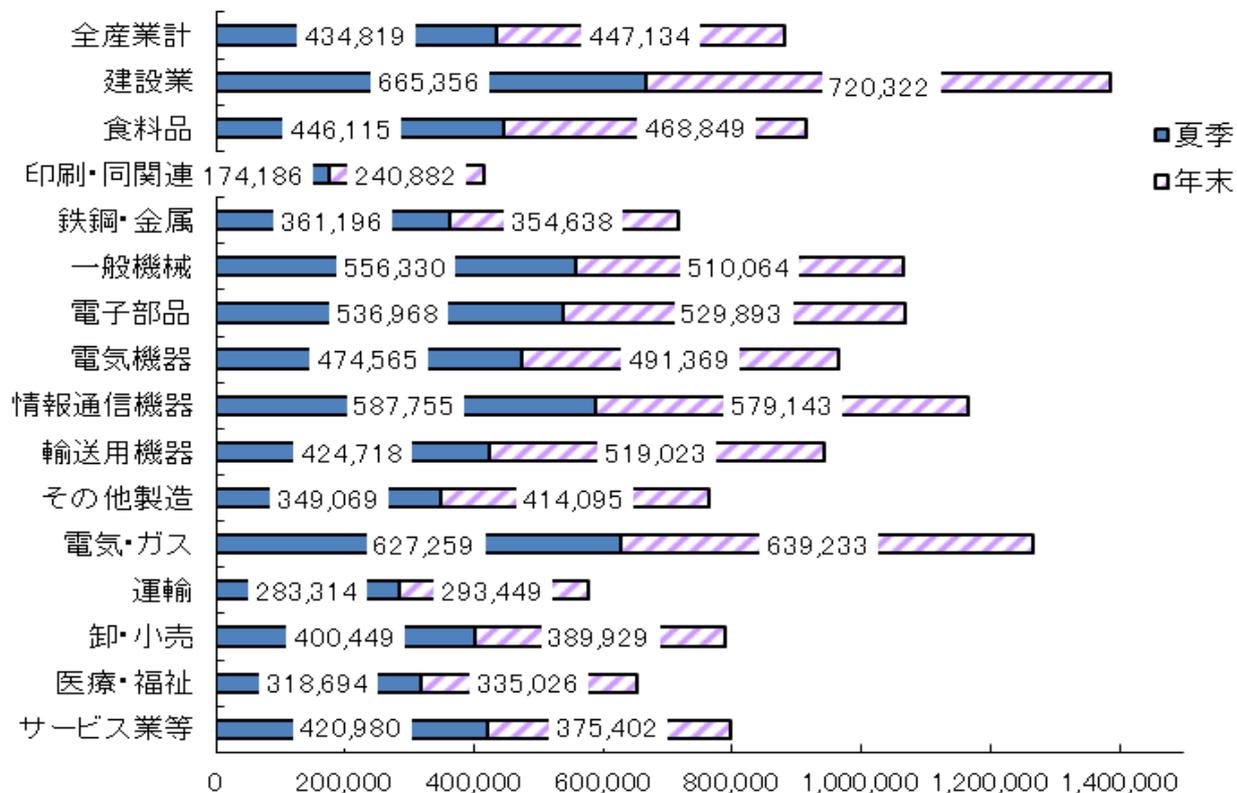
県労働雇用課による民間労働組合を対象とした調査によると、令和2年の県内の常用労働者の夏季一時金の妥結額は434,819円（1.73ヶ月、前年比43,160円減少）、年末一時金の妥結額は447,134円（1.80ヶ月、同30,747円減少）であった。年間では881,953円となり、前年を73,907円下回っている。

夏季一時金の産業別の妥結額をみると、多い順に「建設業」665,356円、「電気・ガス」627,259円、「情報通信機器製造業」587,755円となっている。

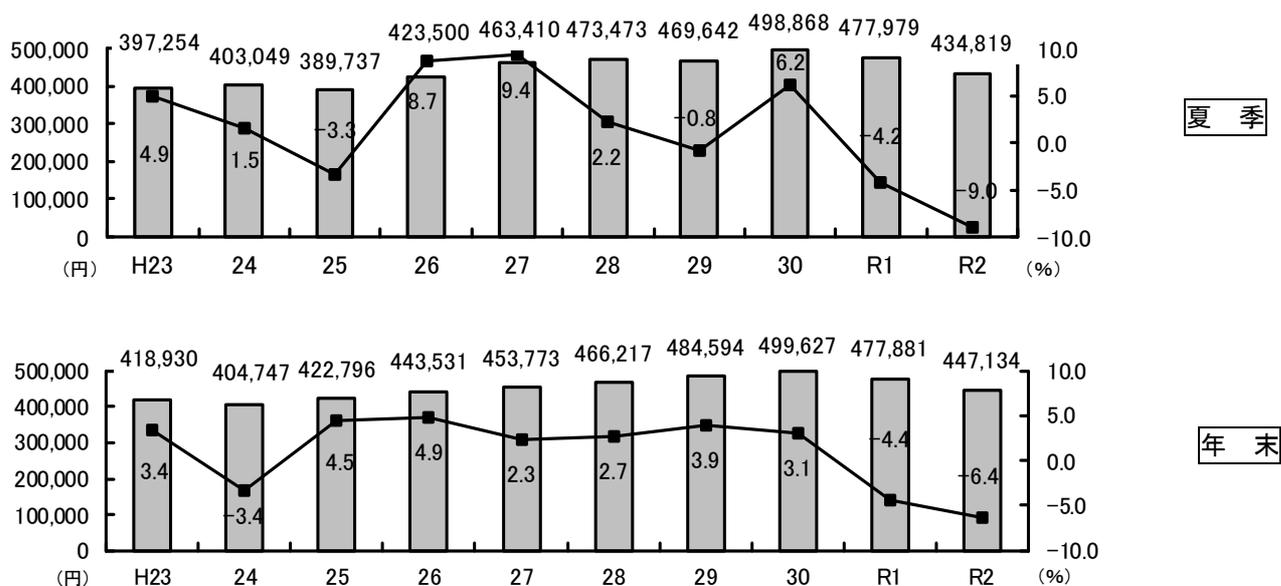
同じく産業別の年末一時金の妥結額は、「建設業」720,322円、「電気・ガス」639,233円、「情報通信機器製造業」579,143円となっている。

妥結額の前年比率をみると、夏季は9.0%減少、年末は6.4%減少となっている。

1) 産業別夏季・年末一時金の妥結額（長野県・令和2年）



2) 夏季・年末一時金の妥結額及び前年比率の推移（長野県・平成23～令和2年）



資料：「夏季・年末一時金要求妥結状況調査」長野県労働雇用課

7 最低賃金

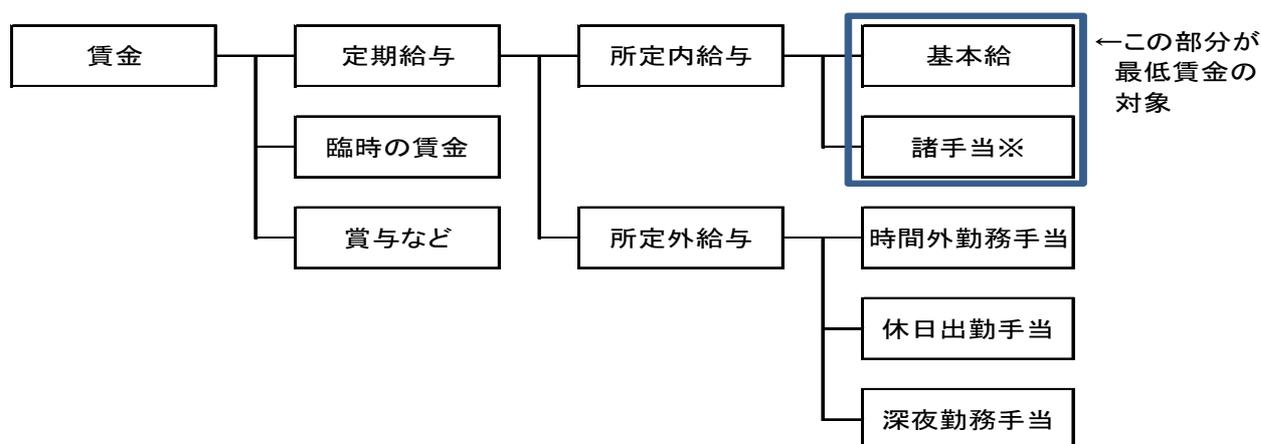
最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度である。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があり、決定にあたっては、毎年中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の見安を参考にしながら、①地域における労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力を、地域の実情を踏まえながら総合的に勘案し、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定される。

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど、雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用される。（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件としてのみ、個別に最低賃金減額の特例が認められている。）

また、最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金である。

【最低賃金の対象となる賃金の例】



※諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金の対象となりません。

<地域別最低賃金>

	時間額	効力発生日
長野県最低賃金	849 円	R2.10.1

<特定(産業別)最低賃金>

	時間額	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	894 円 (892円)	R2.12.4 (R1.11.27)
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	905 円 (903円)	R2.12.11 (R1.11.27)
各種商品小売業 (注)衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所であって、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。(例：百貨店、デパート、衣食住にわたって小売する総合スーパー、ミニスーパー等)	857 円 (855円)	R2.12.31 (R1.12.31)
印刷、製版業	850 円	R1.12.31

資料：長野労働局

IV 退職金

1 退職金制度の規定の状況及び形態

令和2年に県労働雇用課が実施した「長野県雇用環境等実態調査」によると、県内の退職金制度の規定のある事業所の割合は75.1%で、平成29年実施の前回調査時と比べ6.1ポイント上昇している。

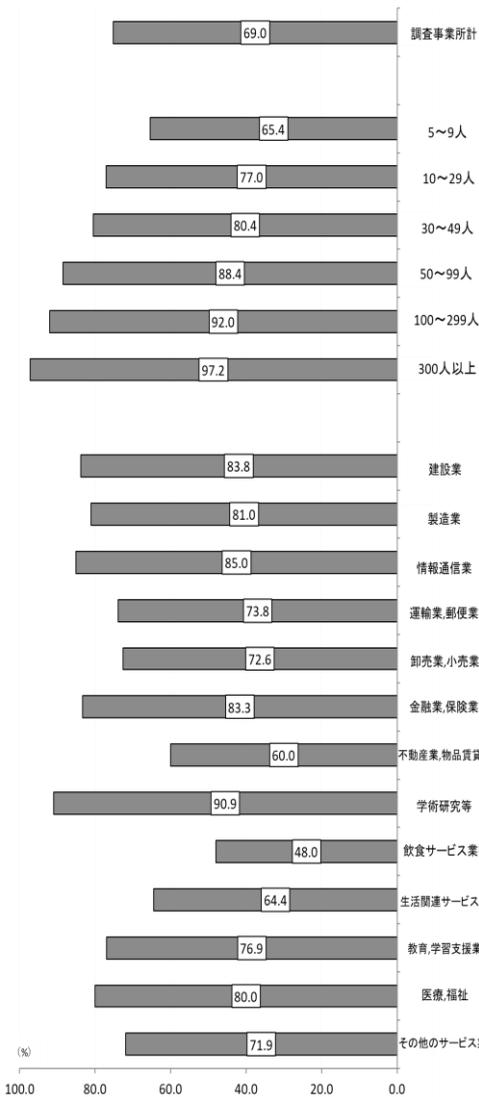
規模別にみると、規模が大きいほど退職金制度の規定のある事業所の割合が高くなっており、300人以上規模では97.2%の事業所で退職金制度が定められている。

産業別にみると、退職金制度の規定のある事業所の割合は「学術研究、専門・技術サービス業」で90.9%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」で48.0%と最も低くなっている。

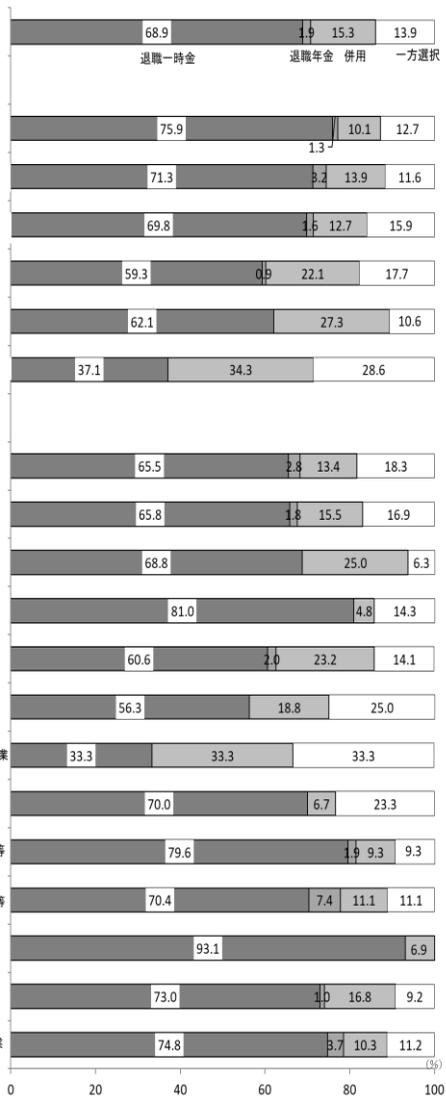
退職金制度がある事業所の退職金支払い形態のうち、最も多いのは「退職一時金形態のみ」で、68.9%となっている。

これを規模別にみると、「退職一時金形態のみ」の占める割合は5～9人規模でもっとも高く75.9%、300人以上規模で最も低く37.1%となっている。一方、「一時金と年金の併用」の占める割合は5～9人規模で最も低く10.1%、300人以上規模で最も高く34.3%となっており、規模が大きくなるほど支払い形態に退職一時金のみを選択する事業所が減少し、一時金と年金の併用を選択する事業所が増加する傾向が見られる。

1) 退職金制度のある事業所
(長野県・令和2年)



2) 退職金制度の形態
(長野県・令和2年)



資料：「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

V 労働時間・休業制度

1 総実労働時間

「毎月勤労統計調査地方調査」によると、令和元年の県内の5人以上規模の事業所で働く常用労働者（パートタイム労働者を含む）の月間平均総実労働時間は142.1時間で、前年に比べ4.7時間減少した。そのうち所定外労働時間は9.2時間で、前年よりも1.4時間減少した。

産業別月平均総実労働時間をみると、「運輸業, 郵便業」が171.2時間（前年比4.2時間減少）と最も長く、次いで「建設業」が168時間（同1.5時間減少）、「製造業」が158.4時間（同3.8時間減少）となっている。そのうち、所定外労働時間をみると、「運輸業, 郵便業」が21.5時間と最も長く、次いで「情報通信業」が15.5時間、「製造業」が13.0時間となっている。

また、県内の常用労働者の月平均総実労働時間を男女別にみると男性が157.5時間（前年比4.9時間減少）、女性が124.9時間（前年比4.0時間減少）となっている。

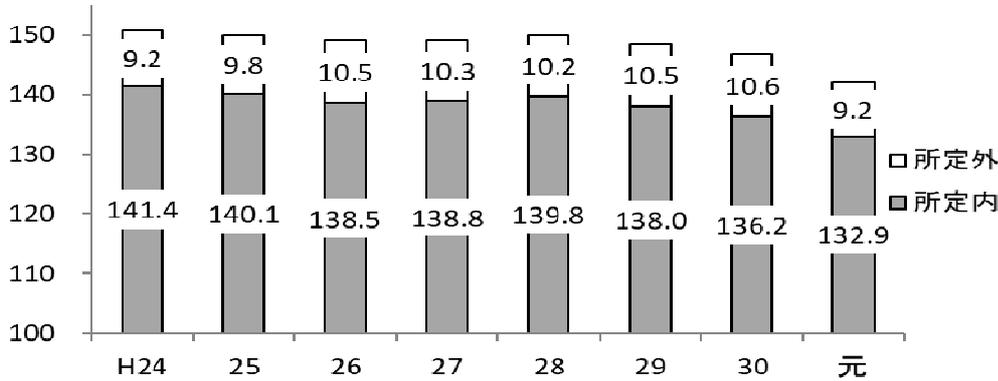
【用語の解説】

総実労働時間 所定内労働時間と所定外労働時間の合計。

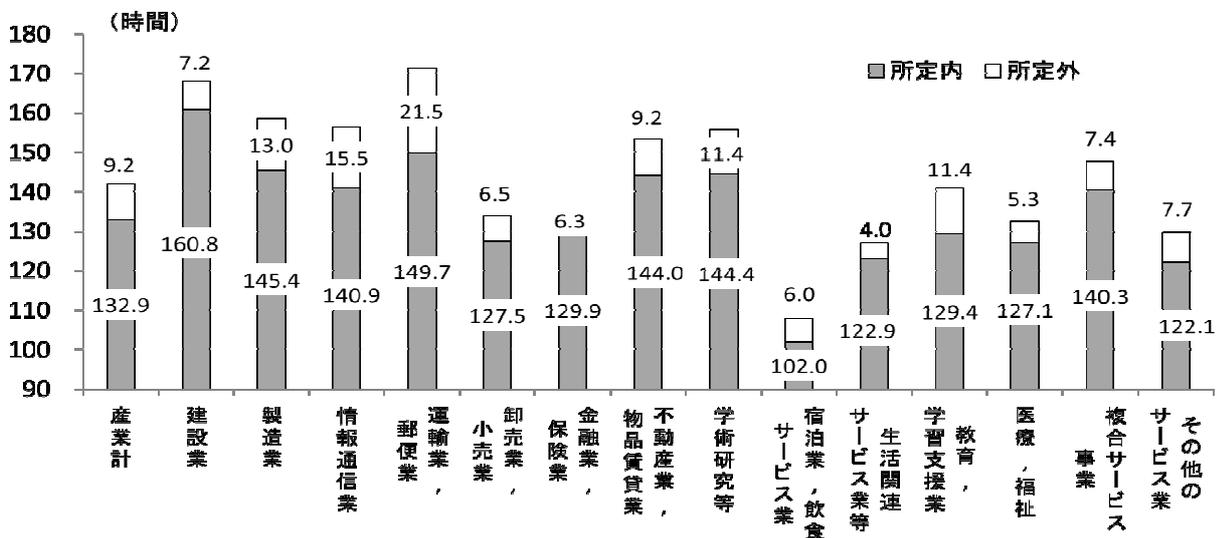
所定内労働時間 事業所の就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実際に労働した時間。

所定外労働時間 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等による労働時間。

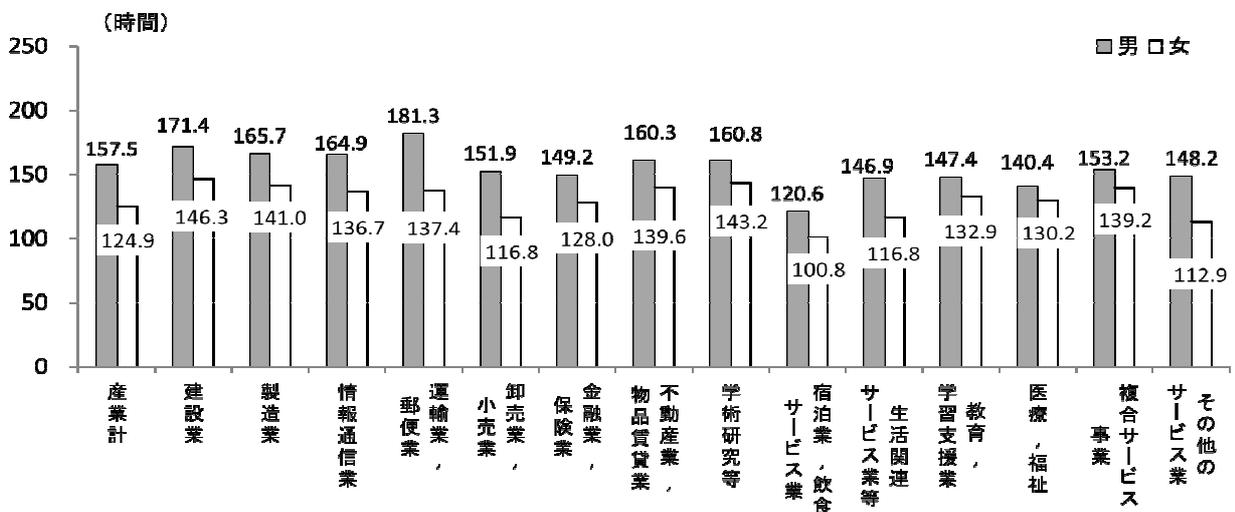
1) 月間平均総実労働時間の推移（長野県・平成24～令和元年）



2) 産業別月間平均総実労働時間（長野県・令和元年）



3) 産業別及び男女別月間平均総実労働時間（長野県・令和元年）



資料：「令和元年長野県の賃金・労働時間及び雇用の動き」長野県情報政策課統計室

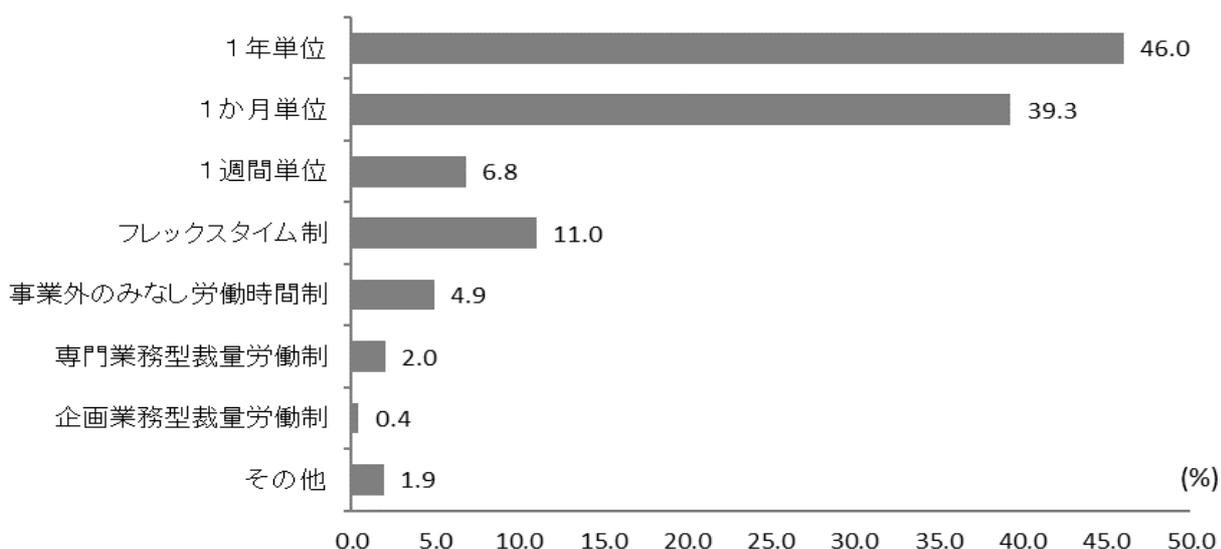
2 変形労働時間制

県労働雇用課が令和2年に実施した「長野県雇用環境等実態調査」によると、何らかの変形労働時間制を採用している事業所は全体の52.5%となっており、その内訳をみると「1年単位」が46.0%と最も高く、次いで「1か月単位」が39.3%となっている。産業別では、「情報通信業」でフレックスタイム制が、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」で1か月単位の変形労働時間制の割合が高くなっている。

【用語の解説】

変形労働時間制 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑や特殊性に応じて、労使が工夫しながら労働時間の配分などを行い、これによって全体として労働時間の短縮を図ろうとするもの。

変形労働時間制の採用状況（複数回答）（長野県・令和2年）



資料：「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

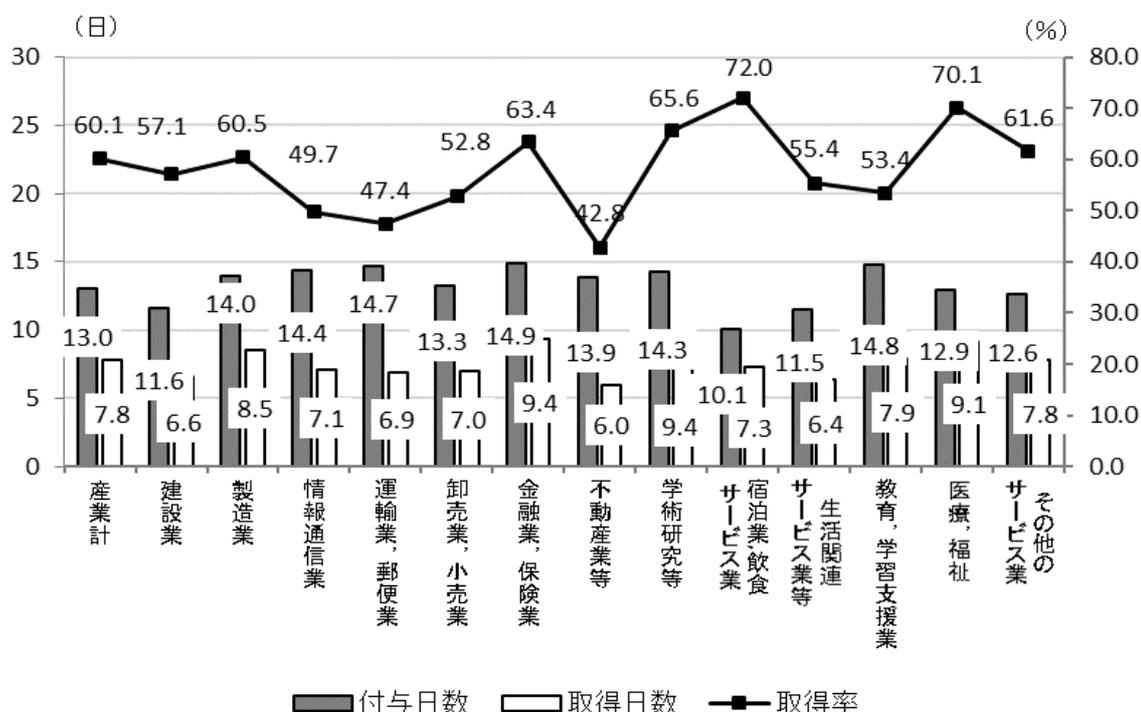
3 年間休日総数・年次有給休暇

県労働雇用課の「令和2年長野県雇用環境等実態調査」によると、平成31年（又は令和元年度）の1年間に、事業所が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は、労働者1人平均13.0日（前回、令和元年調査15.4日）、そのうち労働者が取得した平均日数は7.8日（同8.1日）で、平均取得率は60.1%（同53.0%）となっている。

産業別の平均付与日数をみると、「金融業，保険業」が14.9日と最も多く、次いで「教育，学習支援業」が14.8日、「運輸業，郵便業」が14.7日となっている。

また、平均取得率では、「宿泊業，飲食サービス業」が72.0%と最も高く、次いで「医療，福祉」70.1%、「学術，専門・技術サービス業」65.6%となっている。

年次有給休暇の取得状況（長野県・令和2年）



資料：「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

4 育児休業制度・介護休業制度

(1) 育児休業制度

厚生労働省の「令和元年度雇用均等基本調査」によると、全国の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和元年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は83.0%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇した。また、同期間に配偶者が出産した男性のうち、同期間までに育児休業を開始した者の割合は7.48%で、前年度に比べ1.32ポイントの上昇となっている。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況を見ると、多い順に「短時間勤務制度」が67.4%、「所定外労働の制限」が60.2%、「始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ」が35.6%となっている。

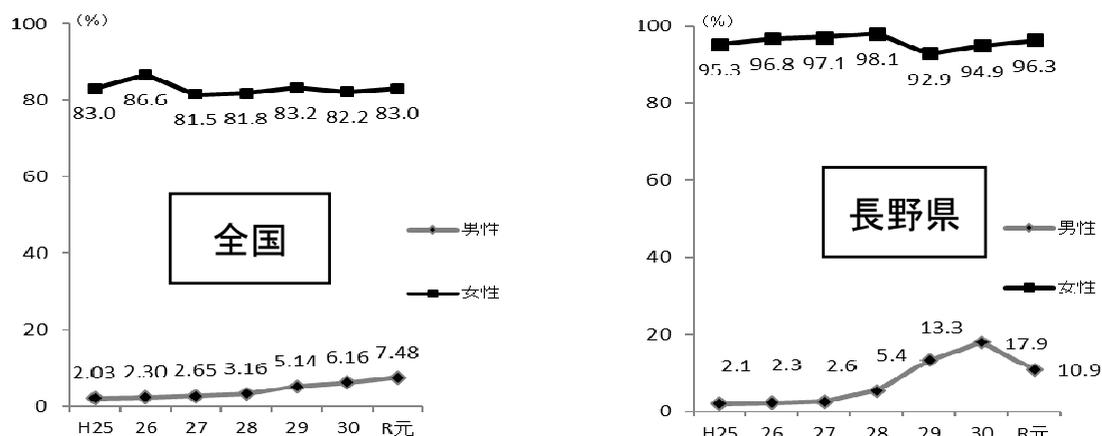
県の「令和2年長野県雇用環境等実態調査」によると、県内の平成31年（令和元年度）中に出産した女性の育児休業取得率は96.3%、配偶者が出産した男性の育児休業取得率は10.9%となっている。

(2) 介護休業制度

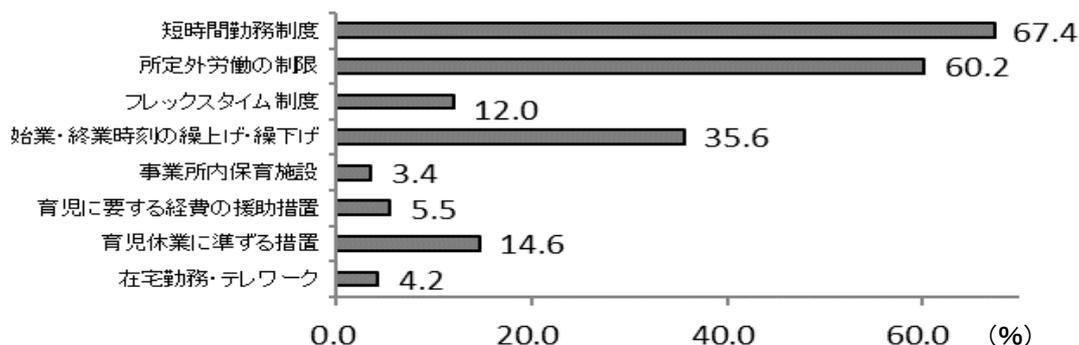
総務省の「平成29年就業構造基本調査」によると、平成29年10月1日現在で、介護をしている有業者に占める介護休業制度の利用者の割合は、全国7.5%、長野県8.2%であり、男女別にみると、女性は全国7.6%、長野県6.3%、男性は全国7.4%、長野県10.7%となっている。

また、厚生労働省の「令和元年度雇用均等基本調査」によると、介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では74.0%（平成29年度70.9%）、事業所規模30人以上では89.0%（同90.9%）となっており、前回調査に比べ5人以上規模で3.1ポイント上昇し、30人以上規模で1.9ポイント減少した。

1) 育児休業取得率の推移 (平成25～令和元年度)



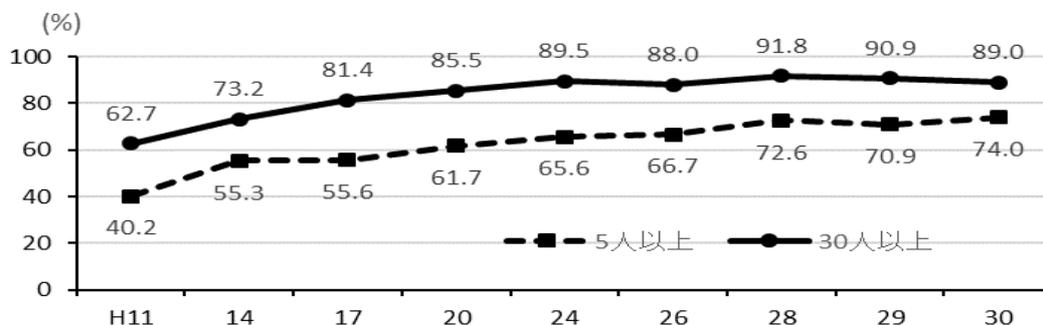
2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況 (複数回答) (全国・令和元年度)



3) 介護休業取得率 (全国、長野県・平成29年度)

	計 (%)	女性 (%)	男性 (%)
全国	7.5	7.6	7.4
長野県	8.2	6.3	10.7

4) 介護休業制度の規定あり事業所割合の推移 (全国・平成11～30年度)



資料：「令和元年度雇用均等基本調査」厚生労働省
 「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課
 「平成29年就業構造基本調査」総務省統計局・長野県情報政策課統計室

VI 労働災害・安全衛生

1 県内の労働災害

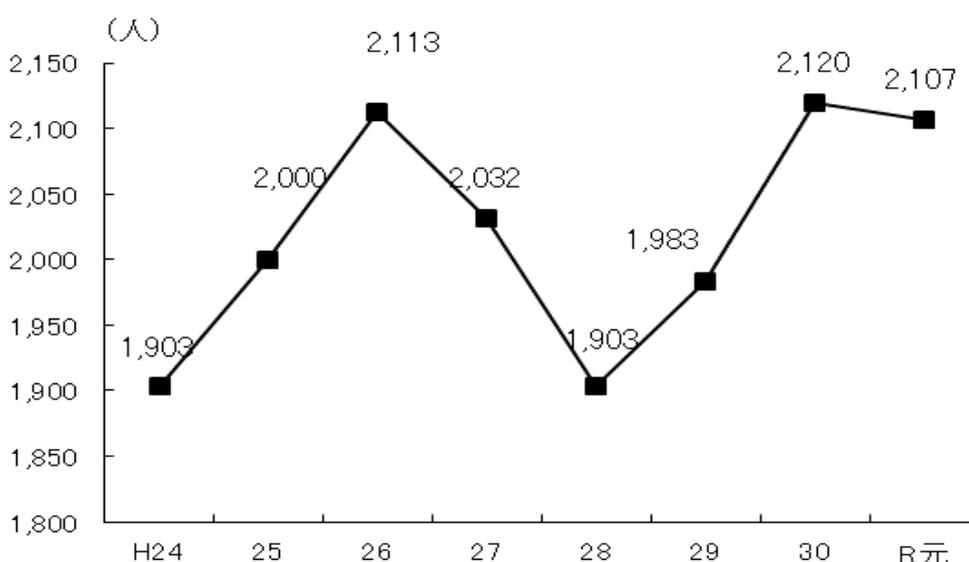
長野労働局の発表によると、令和元年（令和2年1月末現在）の県内の労働災害による死傷者数（死亡及び休業4日以上）は2,107人（前年比13人減少）、死亡者14人（同5人減少）となっている。

産業別に労働災害発生状況をみると、製造業が534（同14人減少）、建設業が279人（前年と同じ）、運輸業が232人（同15人減少）、林業が38人（同2人減少）、鉱業が10人（同2人増加）、その他の業種が1,014人（同16人増加）となっている。

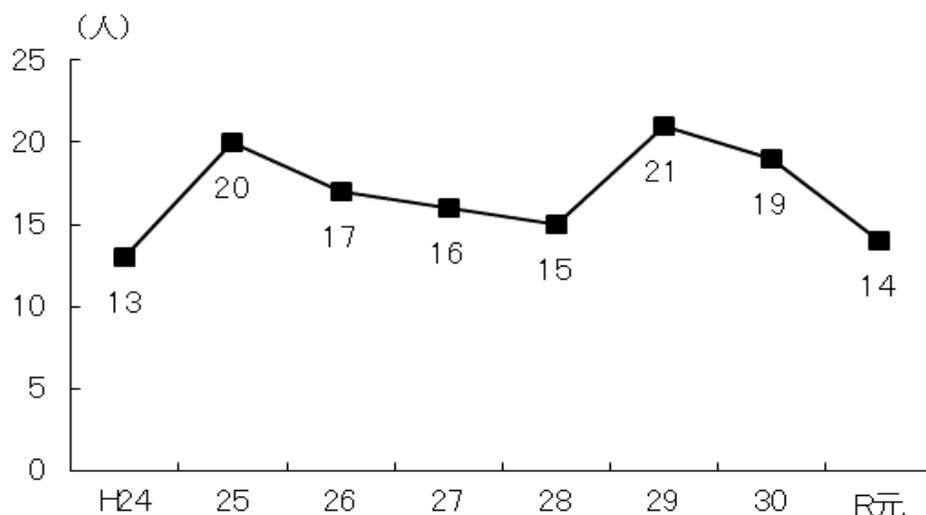
死亡労働災害14人を産業別にみると、建設業が4人（同1人減少）、製造業が3人（同1人減少）、運輸業が1人（同3人減少）、林業が1人（前年と同じ）、その他の業種が5人（同2人減少）となっている。

また、労働災害による死傷者2,107人を事故の型別にみると、「転倒」25.1%、「墜落・転落」17.1%、「はさまれ・巻き込まれ」が13.3%、「動作の反動・無理な動作」12.5%となっている。

1) 労働災害による死傷者数の推移（長野県・平成24～令和元年）



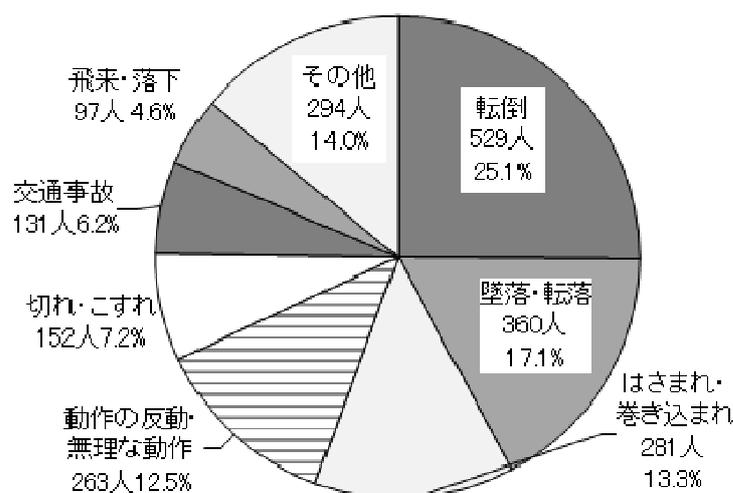
2) 労働災害による死亡者数の推移 (長野県 平成24~令和元年)



3) 産業別労働災害による死亡者数の推移 (長野県・平成24~令和元年) (人)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
製造業	2	2	1	3	4	3	4	3
鉱業			1					
建設業	7	8	10	3	5	5	3	4
運輸業			3	3	1	5	4	1
林業	1	4	1		1	1	1	1
その他	3	6	1	7	4	7	7	5
計	13	20	17	16	15	21	19	14

4) 事故の型別労働災害による死傷者数 (長野県・令和元年)



資料：「令和元年労働災害発生状況」 長野労働局

2 労働安全衛生

厚生労働省の「平成30年労働安全衛生調査（実態調査）」によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は全国で59.2%と前回（H29年調査58.4%）より0.8ポイント増加した。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる全国の事業所について、取組内容（複数回答）をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）」が62.9%、「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」56.3%となっている。

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所は全国で88.5%と前回（同85.4%）より3.1ポイント増加した。

傷病（がん・糖尿病等の私傷病）を抱えた労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組を行っている事業所の割合は55.8%と前回（同46.7%）より9.1%増加している。

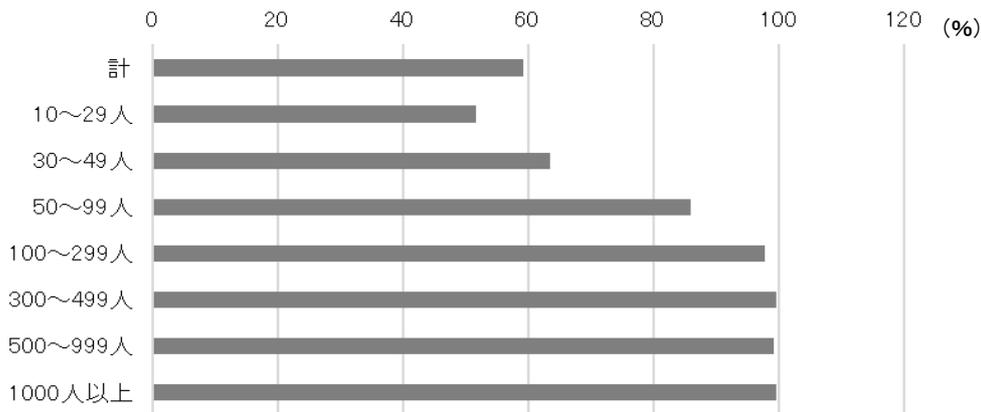
【用語の解説】

メンタルヘルス対策 事業所において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置

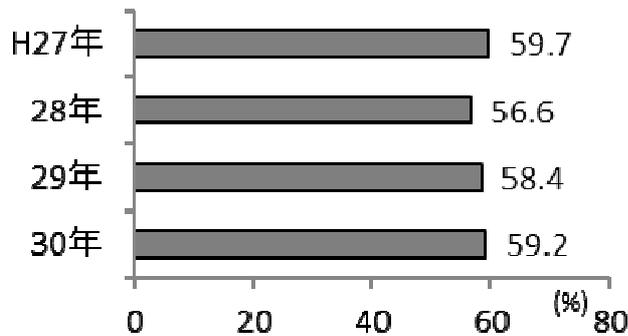
ストレスチェック 労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるためのものである。また、その結果を職場環境の改善に活用するもの。

※労働安全衛生法の改正（平成27年12月1日施行）により、常時50人以上の労働者を使用する事業所ではストレスチェックの実施が事業者の義務となり、これ以外の事業所ではストレスチェックの実施が努力義務となっている。

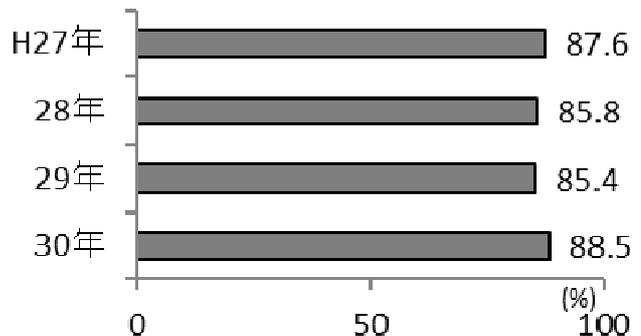
1) 事業所規模別メンタルヘルス対策取組事業所割合 (全国・平成30年)



2) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移 (全国・平成27~30年)



3) 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所割合の推移 (全国・平成27~30年)



5) ストレスチェックの実施状況 (全国・平成29年)

区分	実施状況 (%)			
	ストレスチェックを実施した事業所	結果の分析を実施した	結果の分析を実施していない	不明
事業所計	[62.9] 100.0	73.3	24.9	1.8
事業所規模				
1,000以上	[99.8] 100.0	90.5	8.7	0.9
500~999人	[98.5] 100.0	87.7	12.1	0.2
300~499人	[97.9] 100.0	85.4	14.0	0.6
100~299人	[95.8] 100.0	81.4	16.3	2.3
50~99人	[86.9] 100.0	74.1	24.2	1.7
30~49人	[55.2] 100.0	67.2	32.0	0.8
10~29人	[54.3] 100.0	72.0	26.0	2.0

注：[]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「ストレスチェック」を実施した事業所の割合

資料：「平成30年労働安全衛生調査（実態調査）の結果」厚生労働省

Ⅶ 労働組合・労働争議

1 県内の組織労働者数

厚生労働省が我が国の全ての労働組合を対象として、労働組合数、加盟組織系統等の状況を明らかにすることを目的として、毎年6月30日現在で実施している「労働組合基礎調査」によると、県内の労働組合数は1,377組合（前年比25組合減少）、労働組合員数は171,269人（同1,245人減少）、推定組織率（雇用者に占める労働組合員数の割合）は18.6%（同0.2ポイント低下）となっている。

適用法規別の労働組合員数は、労働組合法が136,588人（79.8%）、地方公務員法が33,223人（19.4%）、国家公務員法が987人（0.6%）、地方公営企業等の労働関係に関する法律が471人（0.3%）、行政執行法人の労働関係に関する法律が0人となっている。

労働組合法適用労働組合員数を産業別にみると、「製造業」が最も多く57,441人、次いで「建設業」の19,153人、「医療、福祉」の17,022人となっている。

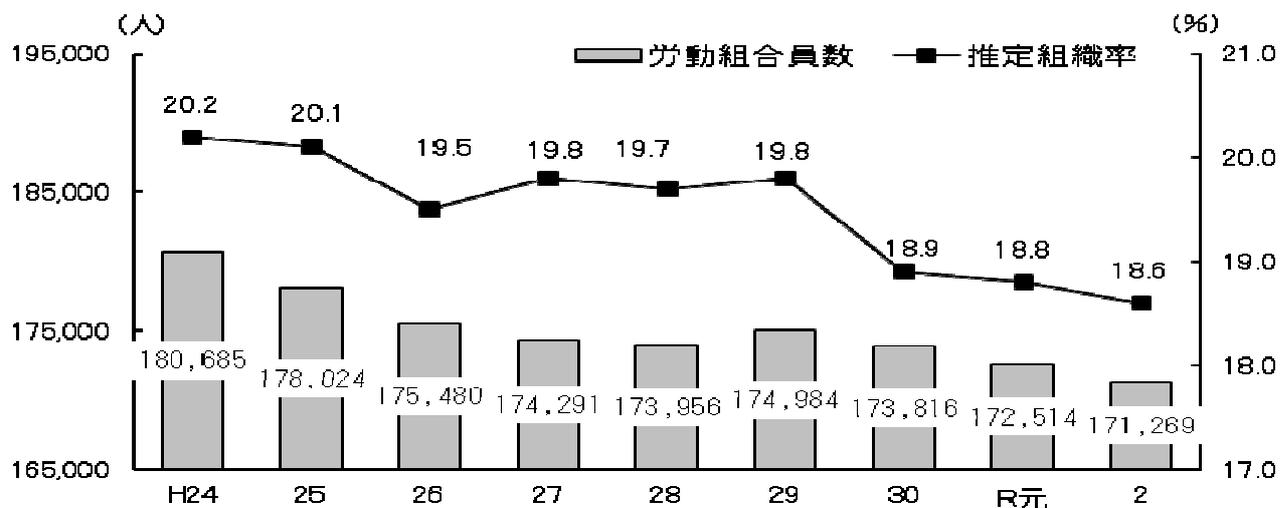
主要労働団体の労働組合員数は、日本労働組合総連合会長野県連合会（連合長野）が104,706人（前年比463人減少）、長野県労働組合連合会（県労連）が21,596人（同388人減少）となっている。

なお、全国の単一労働組合の労働組合数は23,761組合（前年比296組合減少）、労働組合員数は1,011万5千人（同2万7千人増加）となった。全国の推定組織率は17.1%となっている。

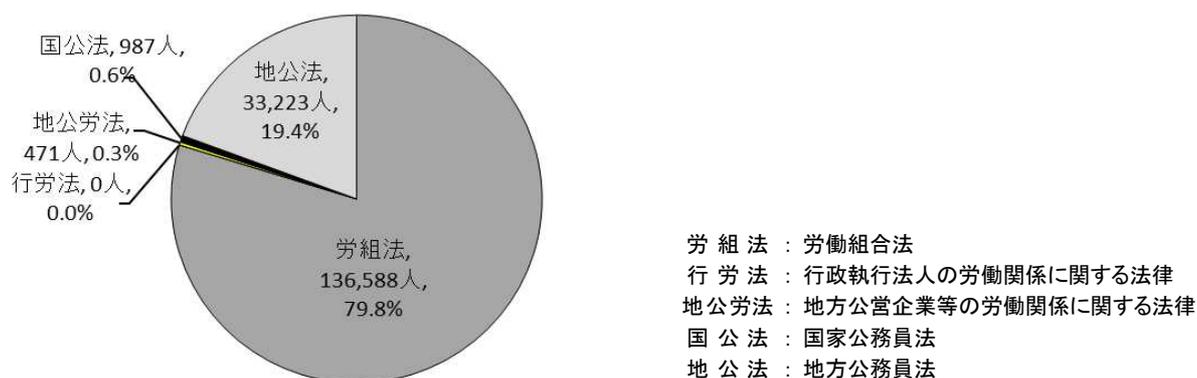
【用語の解説】

推定組織率 長野県が算出する推定組織率は「経済センサス - 基礎調査」における雇用者数に「毎月勤労統計調査地方調査」の増減率により補正したものから、警察・消防などの職員を除いた組合結成可能な雇用者数に占める労働組合員数の割合。

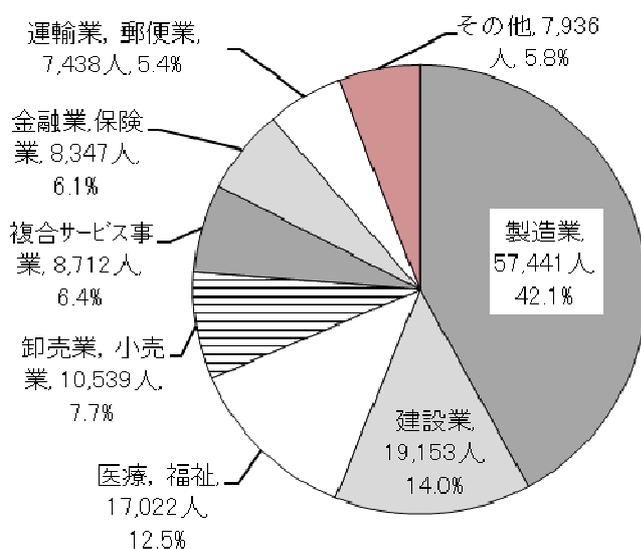
1) 労働組合員数及び推定組織率の推移（長野県・平成24～令和2年）



2) 適用法規別労働組合員数の割合（長野県・令和2年）



3) 産業別労働組合員数の割合〈労働組合法適用労働組合〉（長野県・令和2年）



資料：「令和2年労働組合基礎調査」長野県労働雇用課

2 争議行為の状況

厚生労働省の「令和元年労働争議統計調査」によると、「総争議」の件数は268件、総参加人員は105,340人となっており、前年に比べ、件数は52件（16.3%）の減少、総参加人員は1,988人（1.9%）の増加となった。「総争議」の件数は比較可能な昭和32年以降、最も少なかった。

このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は49件、行為参加人員は17,763人となっており、前年に比べ、件数は9件（15.5%）の減少、行為参加人員は7,704人（76.6%）増加となった。

「争議行為を伴う争議」を行為形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」の件数は27件、行為参加人員は5,345人、労働損失日数は11,002日となっており、前年に比べ、件数は1件（3.8%）、行為参加人員は4,390人（459.7%）、労働損失日数は9,525日（644.9%）の増加となった。「半日未満の同盟罷業」の件数は33件、行為参加人員は11,609人となっており、前年に比べ、件数が9件（21.4%）の減少、行為参加人員は2,349人（25.4%）の増加となった。

県内の労働争議の新規発生件数は11件（前年比7件減少）、総参加人員は3,130人（同5人減少）となっている。また、争議行為を伴う争議の発生件数は10件（同6件減少）、行為参加人員は787人（同348人減少）となっている。

【用語の解説】

総争議 争議行為を伴う争議と争議行為を伴わないが解決のために労働委員会等第三者が関与した争議との合計をいう。

争議行為 労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為（半日以上の上同盟罷業、作業所閉鎖、半日未満の上同盟罷業、怠業、業務管理等）をいう。

1) 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移（全国・平成26～令和元年）

年	総争議		争議行為を伴う争議			争議行為を伴わない争議	
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員	件数	総参加人員
平成26年	495	121,621	80	74,438	27,919	415	47,183
27	425	174,043	86	76,065	23,286	339	97,978
28	391	69,533	66	52,415	15,833	325	17,118
29	358	132,257	68	72,637	17,612	290	59,620
30	320	103,342	58	51,038	10,059	262	52,304
令和元	268	105,340	49	57,345	17,763	219	47,995

※労働争議の件数は、原則として単独争議を1件として取扱うが、連合争議も1件として取扱う。

2) 争議行為を伴う争議の行為形態別件数、行為参加人員及び労働損失日数の推移（全国・平成26～令和元年）

年	半日以上の同盟罷業			半日未満の同盟罷業		怠業		その他	
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
平成26年	27	14,989	19,932	61	13,202	-	-	-	-
27	39	12,916	14,606	60	10,573	1	50	3	31
28	31	2,383	3,190	47	13,698	-	-	-	-
29	38	7,953	14,741	46	9,917	-	-	-	-
30	26	955	1,477	42	9,260	3	61	1	27
令和元	27	5,345	11,002	33	11,609	1	1,080	1	27

3) 労働争議発生件数（長野県・平成26～令和元年）

年	総争議		争議行為を伴う争議		争議形態						
					半日以上の同盟罷業			半日未満の同盟罷業		その他	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
平成26年	27	5,036	21	1,426	3	282	284	20	1,323	-	-
27	23	5,131	19	1,167	2	121	121	18	1,046	-	-
28	20	4,846	18	1,347	2	209	209	17	1,138	-	-
29	23	6,858	21	1,459	2	91	91	20	1,368	-	-
30	18	3,135	16	1,135	1	1	1	16	1,134	-	-
令和元	11	3,130	10	787	1	1	1	9	783	-	-

資料：「令和元年労働争議統計調査」厚生労働省、長野県労働雇用課

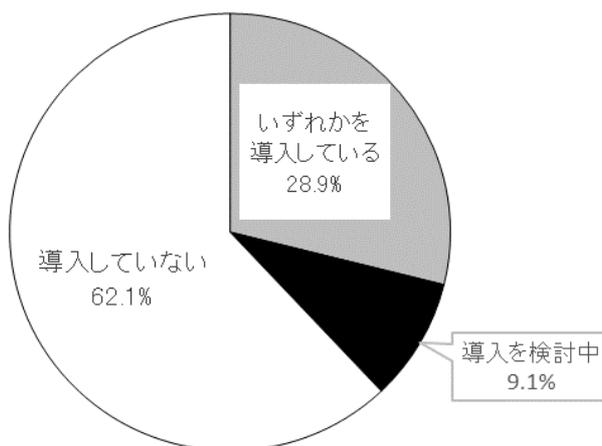
Ⅷ 多様な働き方・女性の活躍

1 多様な働き方

県労働雇用課が実施した「令和2年長野県雇用環境等実態調査」の事業所調査によると、多様な働き方となる短時間正社員、フレックスタイム、限定正社員、テレワーク制度のいずれかを導入している事業所は28.9%、いずれも導入していないが62.1%となっている。

また、各制度の導入状況では、「短時間正社員制度」を導入している事業所は15.7%、「フレックスタイム制度」は11.0%、「限定正社員」は3.8%、「テレワーク」は10.9%となっている。

1)「多様な働き方」の導入状況



2)各制度の導入状況

単位:事業所

導入状況	短時間正社員	フレックスタイム	限定正社員	テレワーク
導入している	244 (15.7%)	171 (11.0%)	58 (3.8%)	169 (10.9%)
導入を検討中	70 (4.5%)	69 (4.4%)	44 (2.9%)	85 (5.5%)
導入していない	1,244 (79.8%)	1,313 (84.5%)	1,441 (93.4%)	1,295 (83.6%)
合計	1,558	1,553	1,543	1,549

資料：「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

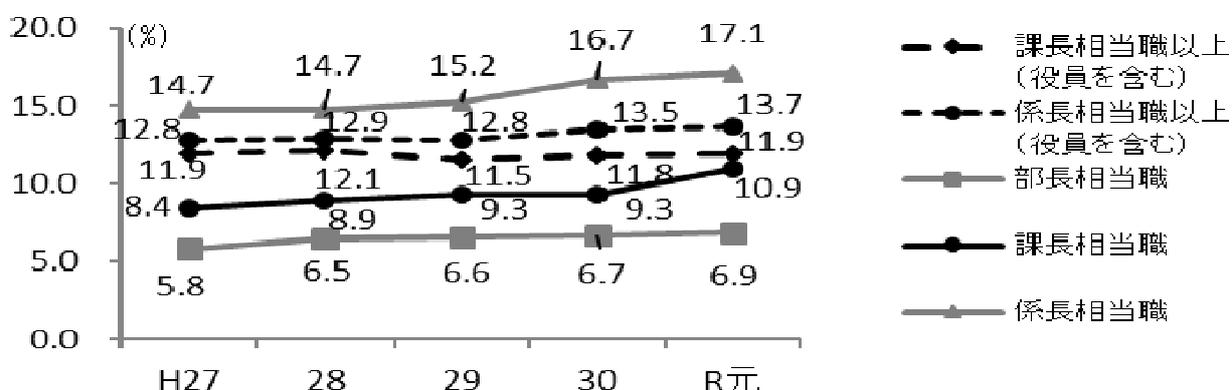
2 女性の活躍推進

(1) 管理職に占める女性の割合

厚生労働省の「令和元年度雇用均等基本調査」によると、管理職に占める女性の割合（以下、「女性管理職割合」という。）は、課長相当職以上が11.9%（平成30年度11.8%）で、前回調査に比べ0.1ポイント上昇、係長相当職以上が13.7%（同13.5%）で、前回調査に比べ0.2ポイント上昇した。これを、役職別にみると、部長相当職では6.9%（同6.7%）、課長相当職では10.9%（同9.3%）、係長相当職では17.1%（同16.7%）となっており、各管理職で調査開始以来最も高くなっている。

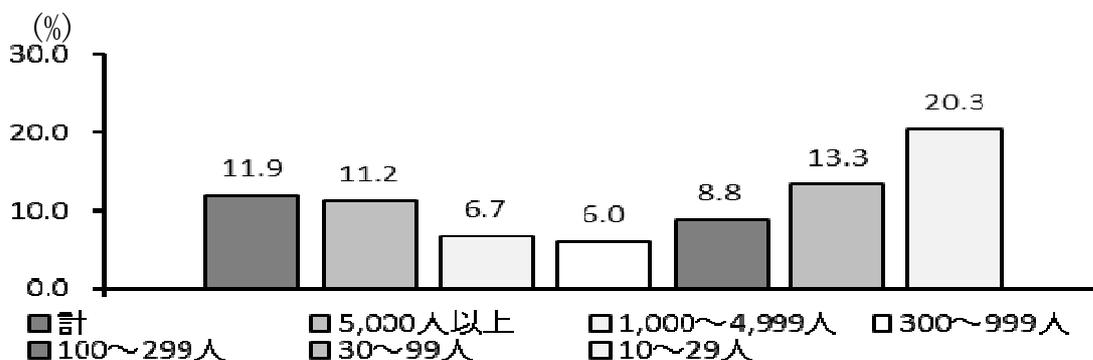
規模別にみると、いずれの管理職割合においても10～29人規模が最も高く、部長相当職の女性管理職割合は、12.3%、課長相当職が16.3%、係長相当職が22.8%となっている。

1) 役職別女性管理職割合の推移（全国・H27～令和元年度）（企業規模10人以上）



2) 規模別課長相当職以上の女性管理職割合（役員を含む）

（全国・R元年度・企業規模10人以上）



資料：「令和元年度雇用均等基本調査」厚生労働省

(2) 男女雇用機会均等法等の施行状況

令和元年度に長野労働局雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に係る相談件数は220件で、前年度（211件）より9件増加した。相談内容の内訳をみると、「セクシュアルハラスメント」に係る相談件数が100件で最も多く、次いで、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント」が67件、「母性健康管理」37件となっている。

男女雇用機会均等法第29条に基づき事業主に助言を行った件数は363件で、うち、「妊娠、出産等に関するハラスメント」（131件）と「セクシャルハラスメント」（113件）のハラスメント関連が全体の6割以上を占めている。

また、育児・介護休業法に係る相談件数は593件で、「育児（休業以外）に関する相談」が222件と最も多く、次いで、「育児（休業以外）」153件、育児・介護休業等に関する不利益取扱い及びハラスメントに関する相談も82件となっている。

(3) パートタイム労働法の施行状況

令和元年度に長野労働局雇用環境・均等室に寄せられたパートタイム労働法に係る相談件数は181件で、前年度（31件）より150件増加した。相談内容の内訳をみると、「均等・均衡待遇関係」に係る相談件数が139件で最も多く、次いで、「雇用管理の改善等に関する措置等（指針）」が27件となっている。

1) 男女雇用機会均等法に係る
相談件数（長野・令和元年度）

相談内容	H29年度	H30年度	R元年度
性差別	11	5	12
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント	68	76	67
セクシュアルハラスメント	81	97	100
母性健康管理	21	27	37
その他	11	6	4
合計	192	211	220

2) 男女雇用機会均等法29条に
基づく是正指導件数
（長野・令和元年度）

指導内容	H29年度	H30年度	R元年度
募集・採用	0	0	2
配置・昇進・教育訓練・福利厚生・退職勧奨等	0	0	0
間接差別	0	1	0
セクシュアルハラスメント	113	99	113
妊娠・出産等に関するハラスメント	128	137	131
母性健康管理	145	123	117
深夜業に従事する女性労働者に対する措置	0	0	0
合計	386	360	363

3) 育児・介護休業法に係る
相談件数（長野・令和元年度）

相談内容	H29年度	H30年度	R元年度
育児休業	397	259	222
育児(休業以外)	296	186	153
育児休業等不利益取扱い及びハラスメント	138	115	68
介護休業	187	117	66
介護(休業以外)	195	102	55
介護休業等不利益取扱い及びハラスメント	65	47	14
その他	39	20	15
合計	1,317	846	593

4) 育児・介護休業法第56条に基づく
是正指導件数（長野・令和元年度）

指導内容	育児関係		介護関係	
	H30年度	R元年度	H30年度	R元年度
休業制度	108	82	109	87
子の看護休暇・介護休暇	35	17	27	16
所定外・時間外労働及び深夜業の制限	52	22	42	28
所定労働時間の短縮措置等 休業などに関するハラスメント	42	20	75	59
その他	0	0	-	-
合計	376	270	388	319

5) パートタイム労働法に係る相談件数（長野県・令和元年度）

相談内容	H29年度	H30年度	R元年度
均等・均衡待遇関係	3	13	139
体制整備	2	3	9
正社員転換	2	4	6
その他(指針等)	10	11	27
合計	17	31	181

※ 1),3),5)の相談内容の内訳件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる場合は、それぞれの内容で件数を計上

資料：「令和元年度男女雇用機会均等法等の法施行状況」長野労働局